

神河町  
公共施設等総合管理計画  
(改訂)

令和5年3月



神 河 町

## 目 次

<b>第1章 基本計画の策定について</b> .....	<b>1</b>
1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 これまでの取組について .....	1
3 本計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	2
5 対象施設.....	3
<b>第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題</b> .....	<b>4</b>
1 対象施設の現況と課題.....	4
2 人口の見通し.....	10
3 財政の現況と課題.....	12
<b>第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>21</b>
1 本計画の要求事項.....	21
2 総合管理計画の推進体制.....	25
3 維持・運営の実施方針.....	27
<b>第4章 公共建築物再編の実施方針</b> .....	<b>30</b>
1 公共建築物の再編手順.....	30
2 再編実施手法について.....	33
<b>第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>38</b>
1 公共建築物について.....	38
2 インフラ資産について.....	47
<b>第6章 本計画の展開に向けて</b> .....	<b>48</b>
1 公共施設等のマネジメント.....	48
2 公共施設等再編のロードマップ.....	50
<b>第7章 資料編</b> .....	<b>51</b>
1 更新費用算定の根拠.....	51
2 官民連携の解説.....	53
3 用語集.....	55

## 第 1 章 基本計画の策定について

### 1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

神河町（以下、「本町」という。）は、平成 17（2005）年 11 月 7 日に神崎郡神崎町と大河内町が合併して生まれました。この合併によって誕生した本町の公共施設は、そのほとんどが合併前の旧町において、それぞれ独自に住民サービスの提供を目的として設置したものでした。合併後、平成 22（2010）年には、神崎中学校と大河内中学校を統合した神河中学校の建設を行い、さらに平成 24（2012）年には、栗賀小学校と大山小学校を統合した神崎小学校の建設など進めて参りましたが、現時点において、まだまだ重複している施設があるなど、本町として必ずしも適正な配置がなされているとはいえないのが現状です。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。人口の減少・人口構成の変化に合わせ、バリアフリー化や施設の多機能化などの施設整備や、施設用途の見直し、統廃合等、既存施設の有効活用を図っていく必要があります。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫急の課題であるといえます。

このような背景のもと、「神河町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成 28（2016）年 3 月に策定しました。本計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

今回、計画策定から 6 年経過したことから、総合管理計画初版に時点修正を加えるとともに、これまでに策定した個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を反映し、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として改訂するものです。

### 2 これまでの取組について

本町では、平成 26（2014）年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、平成 28（2016）年 3 月に「神河町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和 3（2021）年 3 月に「学校施設長寿命化計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」を策定しました。また、令和 4（2022）年 3 月に「水道事業アセットマネジメント」を策定しました。

また、本町における人口減少、地域格差拡大、経済的低迷などの喫緊の課題解決に向け、まち・ひと・しごとづくりの創生を図る好循環確立を目指した「第2期神河町地域創生総合戦略」を令和2（2020）年3月に策定しています。

本町の行財政運営の最上位計画である「第2次神河町長期総合計画」を平成31（2019）年3月に策定しています。

これら、本町の公共施設等に関わる各計画に基づき、公共施設等の計画的な管理に取り組んでいるところです。

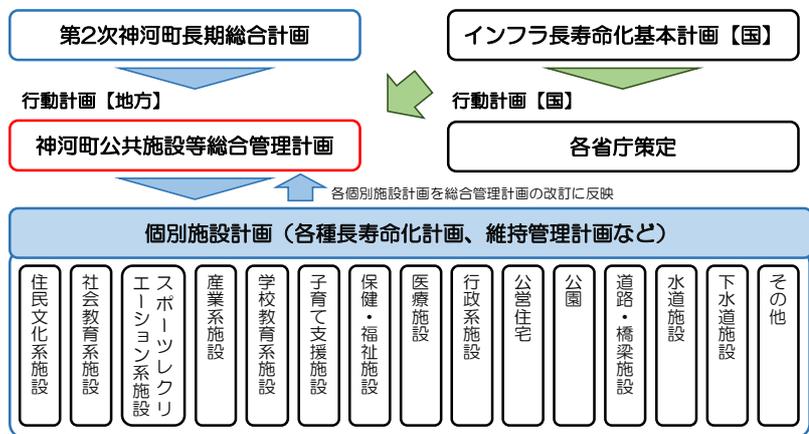
図表 1.1 これまでの取組の流れ

時 期	取 組
平成 28（2017）年 3月	「神河町公共施設等総合管理計画」策定
平成 31（2019）年 3月	「第2次神河町長期総合計画」策定
令和 2（2020）年 3月	「第2期神河町地域創生総合戦略」策定 「第2期神河町人口ビジョン」策定
令和 3（2021）年 3月	「神河町学校施設長寿命化計画」策定 「神河町社会教育施設長寿命化計画」策定
令和 4（2022）年 3月	「神河町水道事業アセットマネジメント」策定 「神河町水道事業経営戦略」策定 「神河町下水道事業経営戦略（令和3年度改定版）」策定

### 3 本計画の位置づけ

本計画は、財政規律を堅持しつつ公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、長期総合計画や関連諸計画を有機的に結合していくことが求められています。

図表 1.2 計画の位置づけ



### 4 計画期間

本計画の計画は、平成28（2016）年度から令和27（2045）年度までの30年間とします。

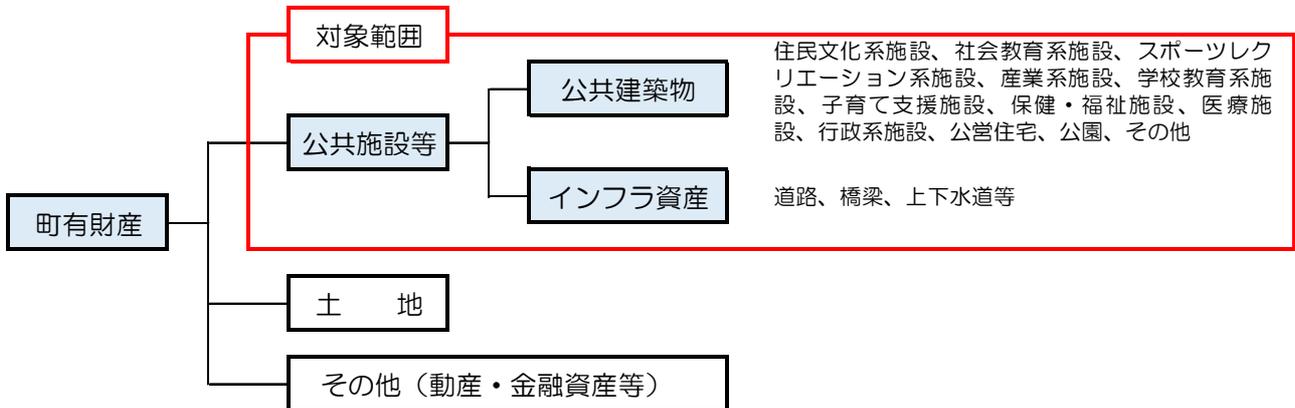
図表 1.3 計画期間

計画期間	H28年度 2016年度	R5年度 2023年度	R12年度 2030年度	R22年度 2040年度	R27年度 2045年度
神河町公共施設等 総合管理計画	策定	改訂	計画期間30年間 H28～R27年度（2016～2045年度）		
					改訂

## 5 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物 116 施設（253 棟）と、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ資産を対象としています（図表 1.4、1.5 参照）。

図表 1.4 公共施設等の構成図



図表 1.5 公共建築物内訳

施設大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 ㎡	構成比 %
住民文化系施設	公民館	4	7	4,877	5.4
	集会所	11	11	4,070	4.5
社会教育系施設	社会教育施設	3	8	1,801	2.0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ系施設	8	10	6,013	6.7
	レクリエーション系施設	12	70	18,635	20.7
産業系施設	産業系施設	4	4	4,149	4.6
学校教育系施設	小学校	3	18	13,806	15.3
	中学校	1	5	8,090	9.0
	その他教育施設	1	2	882	1.0
子育て支援施設	幼稚園	3	6	1,915	2.1
	幼児・児童施設	1	1	760	0.8
保健・福祉施設	保健福祉施設	1	1	986	1.1
医療施設	医療施設	2	2	209	0.2
行政系施設	庁舎等	4	8	6,429	7.1
	消防施設	32	39	1,945	2.2
	その他	3	3	945	1.0
公営住宅	公営住宅	4	30	5,145	5.7
公園	公園	1	1	76	0.1
その他	その他	18	27	9,300	10.3
合計		116	253	90,032	100.0

- 公共施設等の現況分析は、普通会計施設を対象にしています
- 今回、住民文化系施設（集会所等）、行政系施設（消防屯所）を追加、施設更新及び除却等に伴い前計画から数量が増減しています。
- 表示桁数、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

## 第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

### 1 対象施設の現況と課題

#### (1) 公共建築物の現況と課題

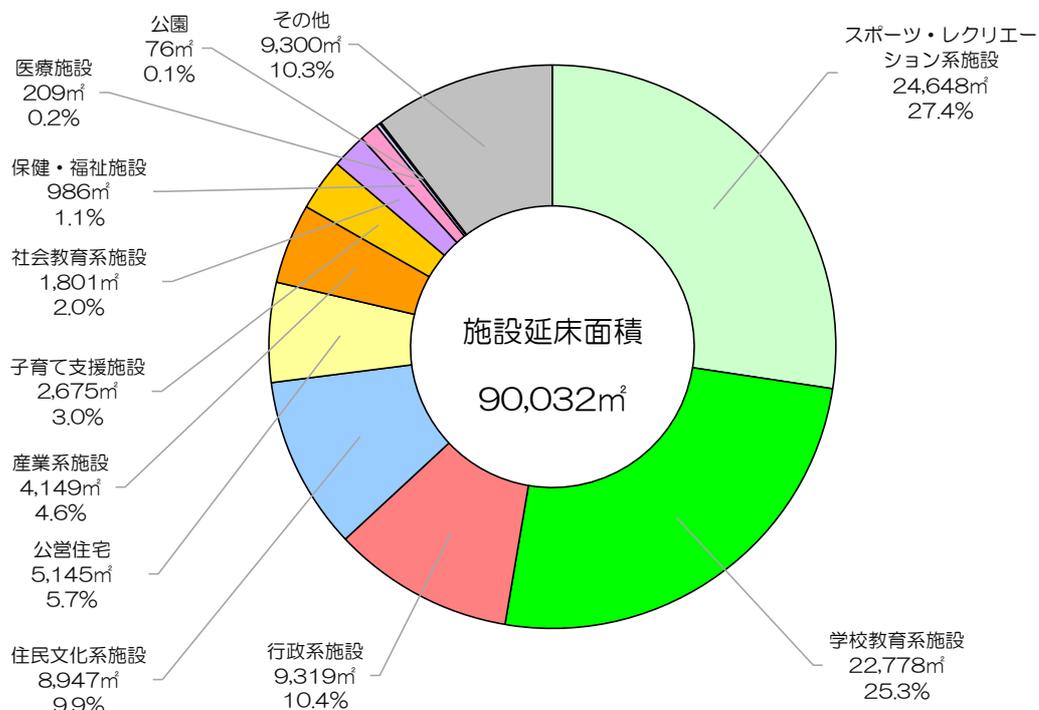
本町が保有する公共建築物（上下水道施設と病院を除く）の総延床面積は、約 9.0 万㎡で、住民一人当たり（10,884 人：令和 4（2022）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口）延床面積は 8.27 ㎡になります。これを全国平均及び同規模自治体の住民一人当たり延床面積※と比較すると、全国平均（3.22 ㎡）の約 2.57 倍、同規模自治体（人口 1 万人以上 3 万人未満の平均 5.24 ㎡）の約 1.58 倍となります。

※平成 24（2012）年 3 月に総務省自治財政局財務調査課が公表した「公共施設およびインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、一人当たりの公共施設面積（普通会計の建築物で病院を除く）は全国平均で 3.22 ㎡、人口 1 万人以上 3 万人未満）の自治体の平均が 5.24 ㎡と報告されています。

建物の内訳では、スポーツ・レクリエーション系施設が 27.4% を占め、次いで学校教育系施設が約 25.3%、行政系施設が 10.4%、住民文化系施設が 9.9% と続いています。

施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます（図表 2.1 参照）。

図表 2.1 保有する建物の分類別状況

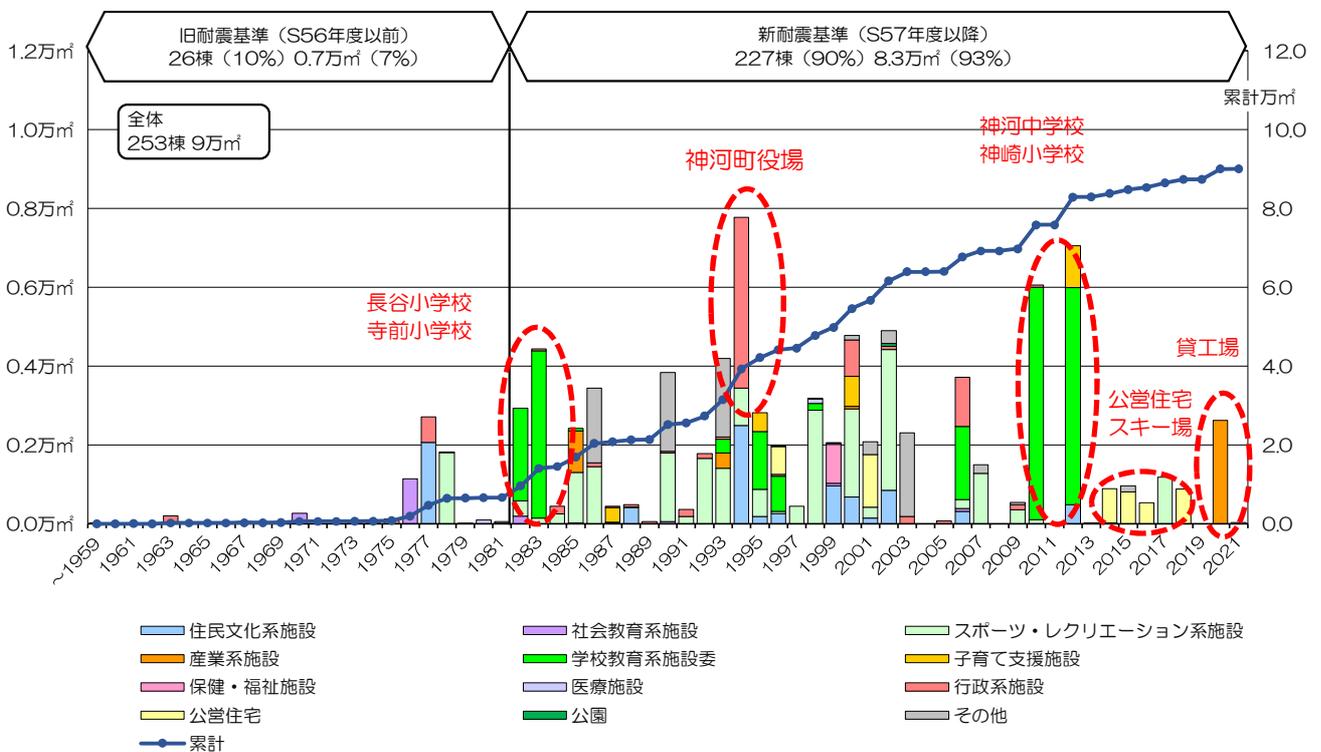


築年別整備状況では、昭和45(1970)年頃から建築量の増加が始まり、昭和57(1982)年～昭和58(1983)年にかけて最初の整備(長谷小学校、寺前小学校)の集中が見られます。これらは現在、築30年を超えており、本計画の計画期間内(30年間)には更新時期を迎えることとなります(図表2.2参照)。

その後も建設が続きますが、特徴的なものとしては平成6(1994)年の神河町役場、平成22(2010)年の神河中学校及び平成24(2012)年の神崎小学校などの建設が見られます。また、近年では、公営住宅(中村団地、柏尾住宅)の更新、峰山高原スキー場、道の駅「銀の馬車道・神河」、神河町貸工場が整備されています。

これらについても本計画期間内には大規模改修等の対策が必要になります。

図表2.2 保有する建物の築年別整備状況



一方、建築基準法の耐震基準が昭和56(1981)年に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約93%で、旧耐震基準の建物は約7%です。

なお、旧耐震基準の建物のうち、学校校舎や学校体育館等は耐震診断を実施し対策済ですが、耐震診断や耐震補強が未実施の建物については、早急な対応が求められています。

(2) インフラ資産の現況と課題

①道路整備状況

本町が管理する道路は、1級（幹線）町道、2級（幹線）町道、その他町道、自転車歩行者道路があり、今後も継続的な維持・補修が必要となります。

図表 2.3 道路整備状況

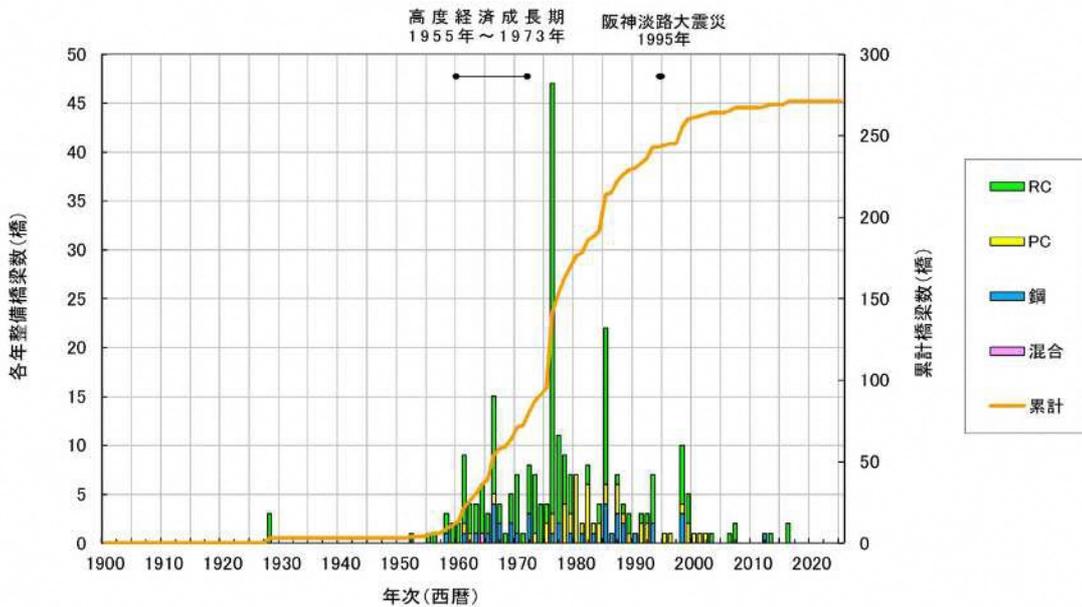
分類別（実延長と道路面積）	実延長m	道路部面積㎡
1級（幹線）町道	33,806	231,822
2級（幹線）町道	35,477	178,874
その他町道	181,850	893,152
自転車歩行者道	10,851	34,320

②橋梁整備状況

本町が管理する橋梁のうち橋長2m以上の橋梁は262橋あります。

これらの橋梁のうち建設から50年を経過する高齢化橋梁は、令和元（2019）年時点で61橋、約23%ですが、今後20年後には229橋、約85%となり、高齢化橋梁が増大する見込みです。このような背景から、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに対応するため、計画的な補修が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト削減を図る必要があります。

図表 2.4 橋梁の築年別整備状況



資料：神河町橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）令和4（2022）年9月

### ③上水道の整備状況

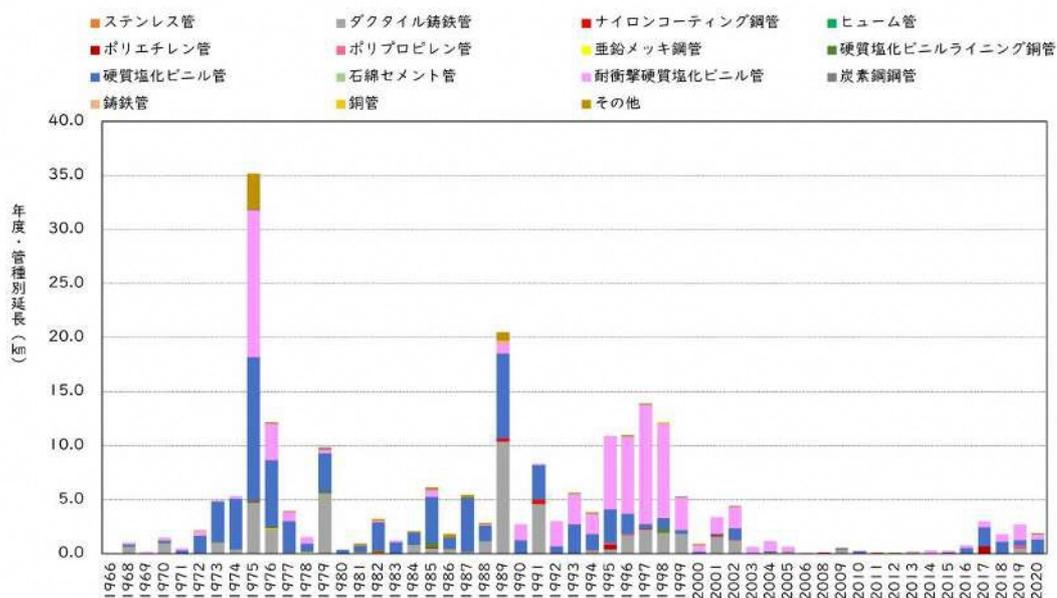
本町の水道事業は、平成 17（2005）年度の神崎町と大河内町の合併以降、旧神崎町の 1 つの上水道事業と 3 つの簡易水道事業（神崎水道事業、猪篠簡易水道、根宇野簡易水道、越知谷簡易水道）と、旧大河内町の 3 つの簡易水道事業と 1 つの特設水道（上小田簡易水道、大河内簡易水道、川上簡易水道、湊特設水道）をそのまま引き継いで運営してきました。これを平成 27（2015）年度に、より一層の経営の効率化・健全化を目的として全ての事業を統合・一本化し、現在の神河町水道事業となりました。

管路については、令和 2（2020）年度末で総延長が 220.4km となっています。最も古い管路は、昭和 41（1966）年度に布設しています。また、最も多い管種は、硬質塩化ビニル管で、その延長は 85.2km です。令和 2（2020）年度末時点で法定耐用年数（40 年）を超過している布設延長は 77.7km で、全体の 35.3%を占めています。

図表 2.5 水道事業概要

事業創設認可年月日	昭和 36（1961）年 7 月 6 日
供用開始年月日	昭和 37（1962）年 6 月 1 日
計画給水人口（人）	11,640
現在給水人口（人）	11,151
給水区域面積（k㎡）	33.1
年間総配水量（千㎡）	1,707
有収水量年間総配水量（千㎡）	1,087
有収水量密度（千㎡）	0.33
有収率（%）	63.7
浄水場設置数（箇所）	12
配水池設置数（箇所）	21
施設能力（㎡/日）	5,029
施設利用率（%）	92.7
管路延長（km）	220.4

図表 2.6 年度別管種別布設延長



※神河町水道事業経営戦略報告書（令和 4（2022）年 3 月）から抜粋

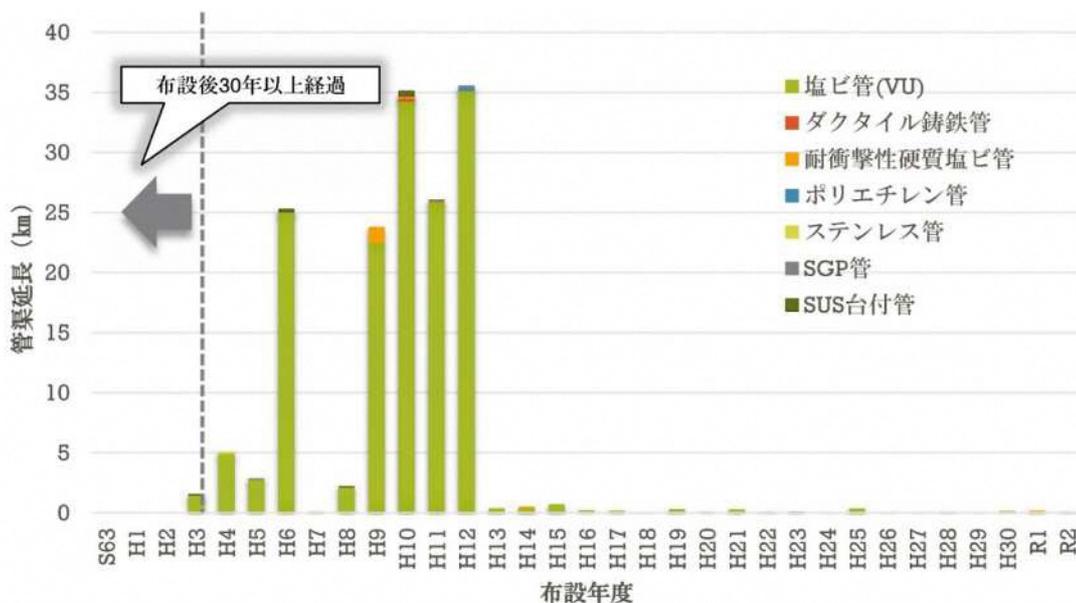
④下水道の整備状況

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業の3事業があり、供用開始は、特定環境保全公共下水道が平成9(1997)年度、農業集落排水が平成3(1991)年度、コミュニティプラントが平成2(1990)年度であり、管渠の耐用年数である50年は経過しておらず、深刻な老朽化には至っていません。しかし、布設後30年ほどが経過した管渠もあることから、破損等のリスクは徐々に高まっています。

図表 2.7 下水道事業概要(令和3(2021)年3月末現在)

項目	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント整備事業
供用開始年度(供用開始後年数)	平成9(1997)年度(24年)	平成3年(1991)度(30年)	平成2(1990)年度(31年)
計画区域面積	449.0ha	171.3ha	62.0ha
計画処理人口	8,100人	5,550人	2,587人
処理区域内人口密度	13.4人/ha	16.1人/ha	19.8人/ha
処理区数	3(栗賀南部処理区、大山処理区、大河内処理区)	5(神崎第1処理区、福本処理区、南小田処理区、川上処理区、本村処理区)	4(神崎コミュニティ・プラント、上小田処理区、栗処理区、大川原処理区)
処理場数	3(栗賀南部浄化センター、大山浄化センター、大河内浄化センター)	5(神崎第1処理施設、福本処理施設、南小田処理施設、川上処理施設、本村処理施設)	4(神崎コミュニティ・プラント、上小田処理施設、栗処理施設、大川原処理施設)
管路施設	管渠 100km	管渠 40km	管渠 24 km
マンホールポンプ	37箇所	16箇所	16箇所

図表 2.8 管種別・布設年度別管渠延長(令和3(2021)年3月末現在)



※神河町下水道事業経営戦略(令和3(2021)年度改訂版)から抜粋

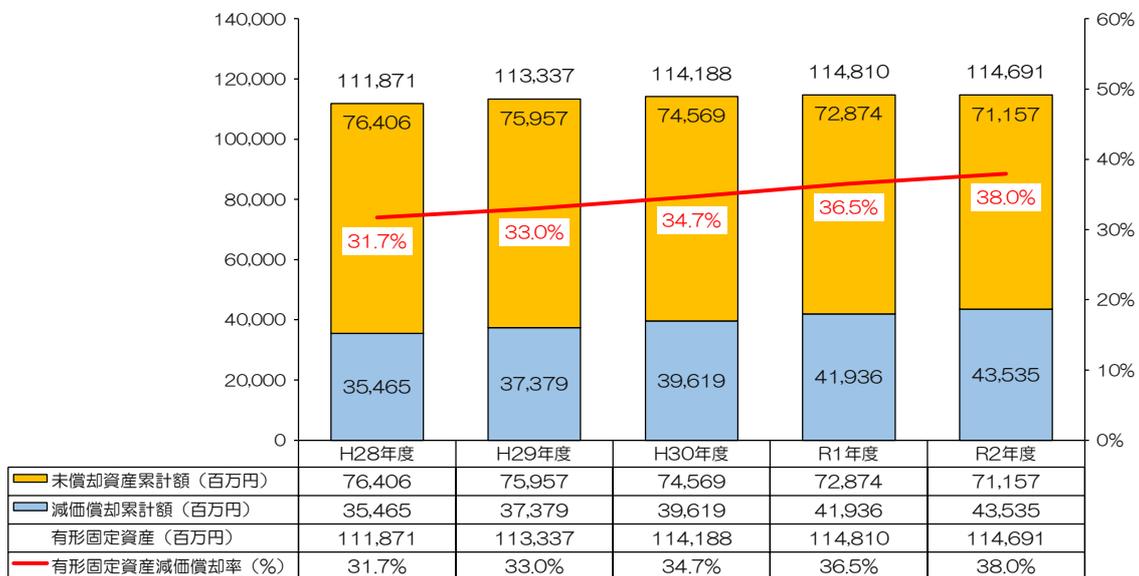
### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町では、平成28(2016)年度決算から作成手法を「統一的な基準」に移行して財務書類を作成しています。この財務書類の有形固定資産明細から算出した「有形固定資産減価償却率」の推移を示します。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産が法定耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているか(老朽化)の程度を表す指標であり、この指標が高いほど有形固定資産の老朽化が進んでいることを示す指標です。

本町では令和2(2020)年度において38.0%となっており、今後の施設老朽化が課題となっています。

図表 2.9 有形固定資産減価償却率の推移



資料：財務書類(附属明細書 有形固定資産の明細)から計算

算式：有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷(償却資産の貸借対照表計上額+減価償却累計額)

## 2 人口の見通し

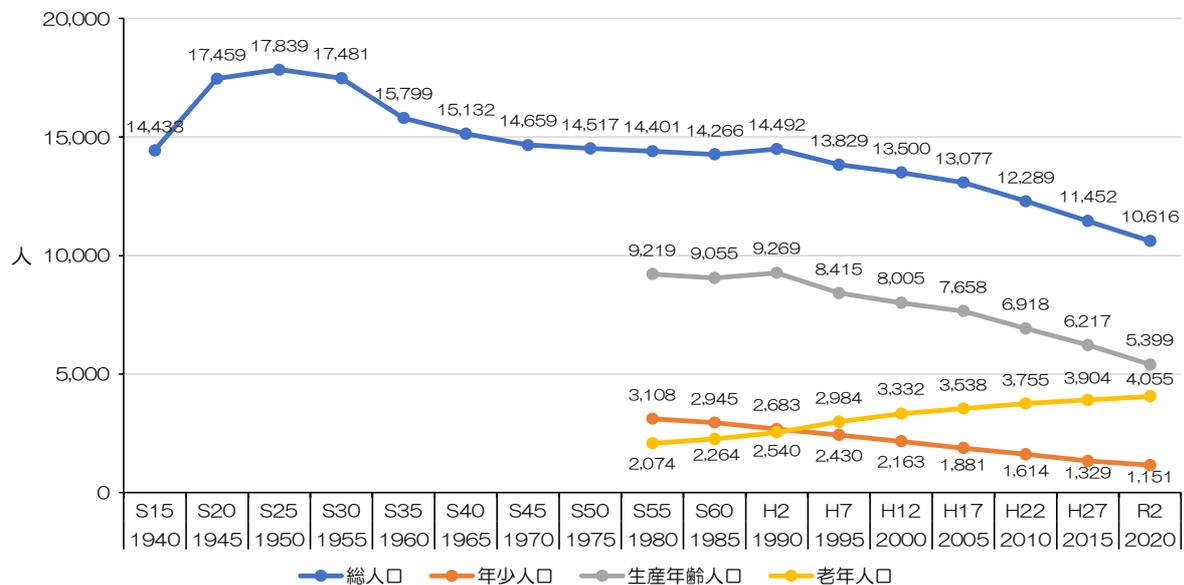
### (1) 人口の推移

本町の人口は、昭和 25（1950）年の 17,839 人をピークに減少しており、平成 27（2015）年には 11,452 人となっています。

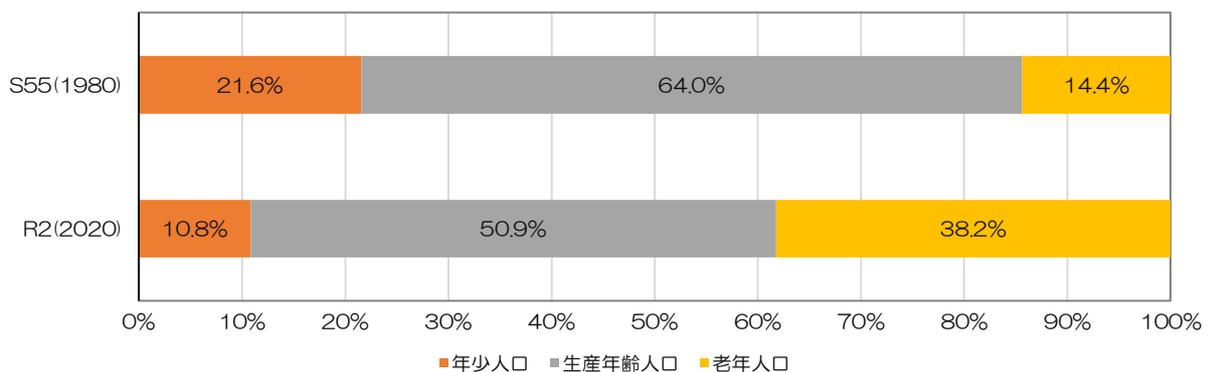
本町の年齢 3 区分別人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

一方で、老年人口は増加傾向にあり、平成 7（1995）年以降は、年少人口を逆転し、令和 2（2020）年には、全体の約 38%を占めるようになっています。

図表 2.10 人口の推移



図表 2.11 人口の構成



資料：国勢調査、第2次神河町人口ビジョン

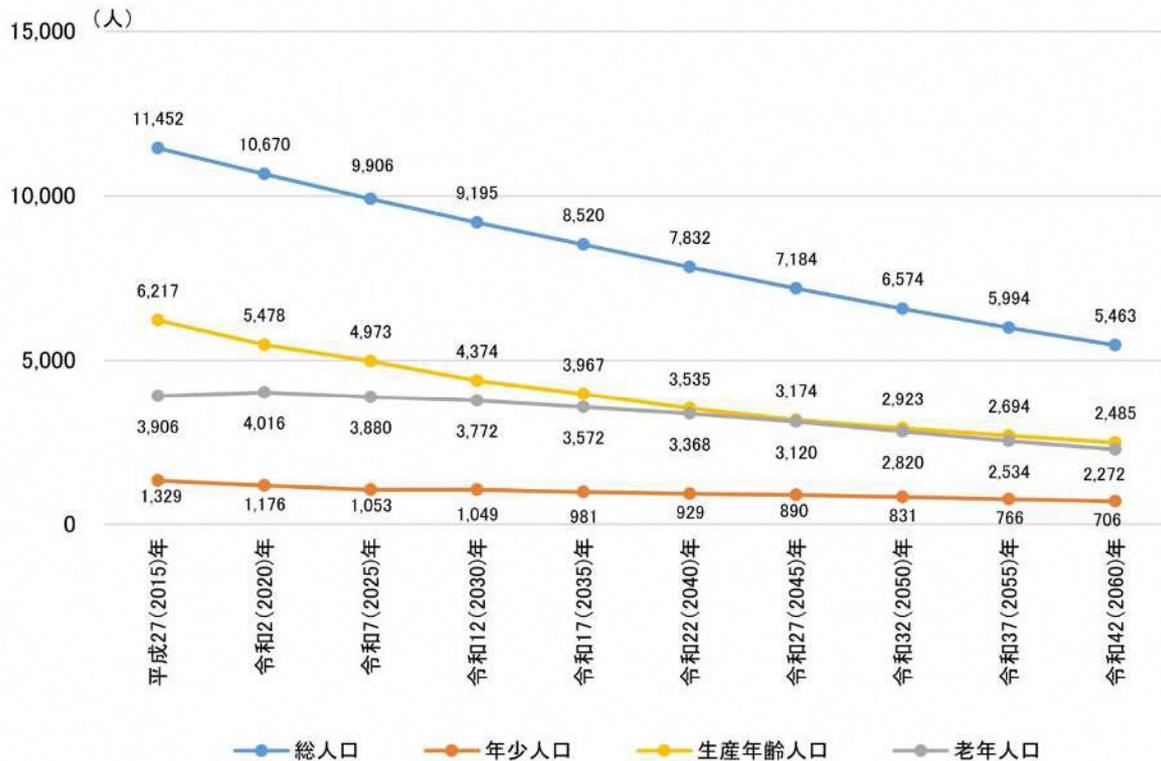
※年少人口：15歳未満人口、生産年齢人口：15～64歳人口、老年人口：65歳以上人口

(2) 人口の見通し

本町においては、令和2（2020）年度に「第2期神河町人口ビジョン」を策定し、令和42（2060）年度の人口の将来展望を掲げています。

これによれば、少子化対策や定住促進策を講じることにより、将来的な人口減少傾向を抑制し、令和42（2060）年度の人口目標を5,463人としています。

図表 2.12 人口の将来展望



資料：第2期神河町人口ビジョン

### 3 財政の現況と課題

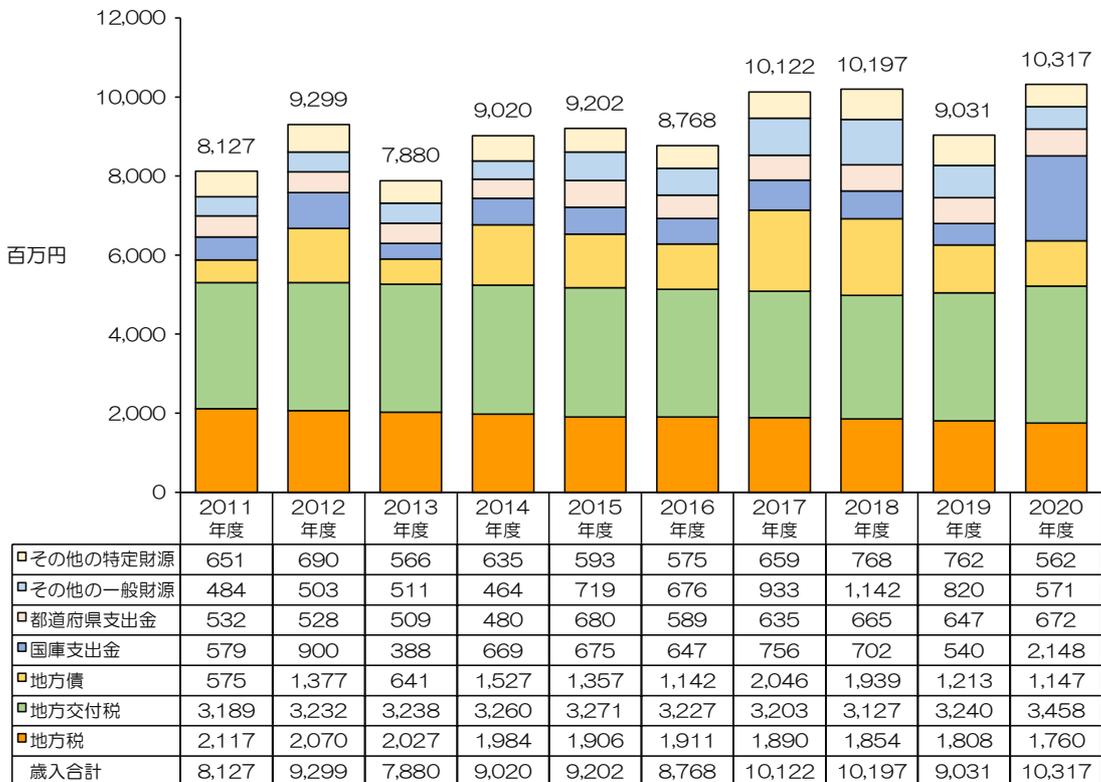
本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、町税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中（30年間）には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持更新コストの増加に対して必要な財源が不足することが予想されます。

#### (1) 財政全般の現状と課題

財政の状況については、令和2（2020）年度の歳入は約103.2億円で、このうち自主財源である地方税は約17.6億円で、その占める割合は約17%となっています。地方税は、平成25（2013）年度までは20億円以上を維持していましたが、それ以降は緩やかな減少傾向が続いています（図表2.13参照）。

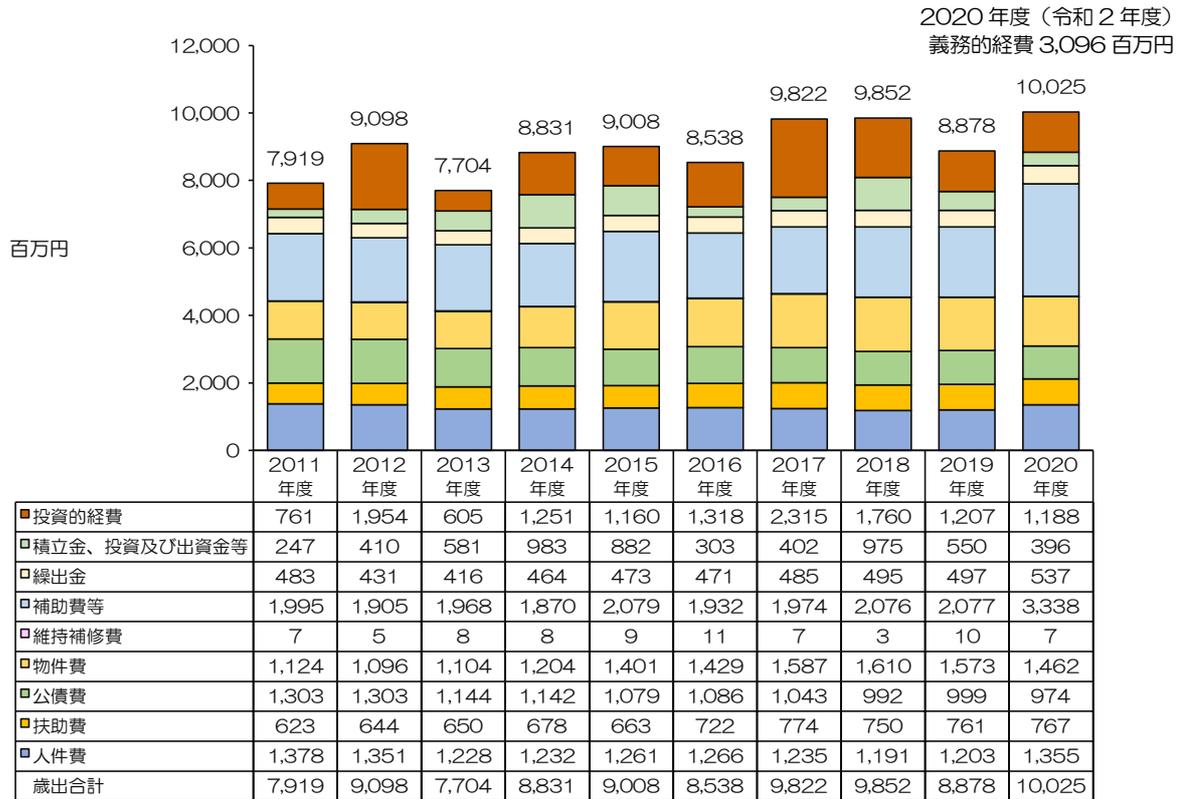
一方、令和2（2020）年度の歳出は約100.3億円で、このうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）の合計は約31.0億円となり、歳出に占める割合は約31%となっています。歳出のうち、公債費については減少傾向が続いているものの、社会保障関係経費である扶助費は増加しており、今後、高齢化が進むことを勘案すると、この傾向は益々顕著になると推察されます。（図表2.14参照）。

図表 2.13 歳入決算額の推移（普通会計決算）



資料：地方財政状況調査（総務省）

図表 2.14 歳出決算額の推移（普通会計決算）



資料：地方財政状況調査（総務省）

※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費

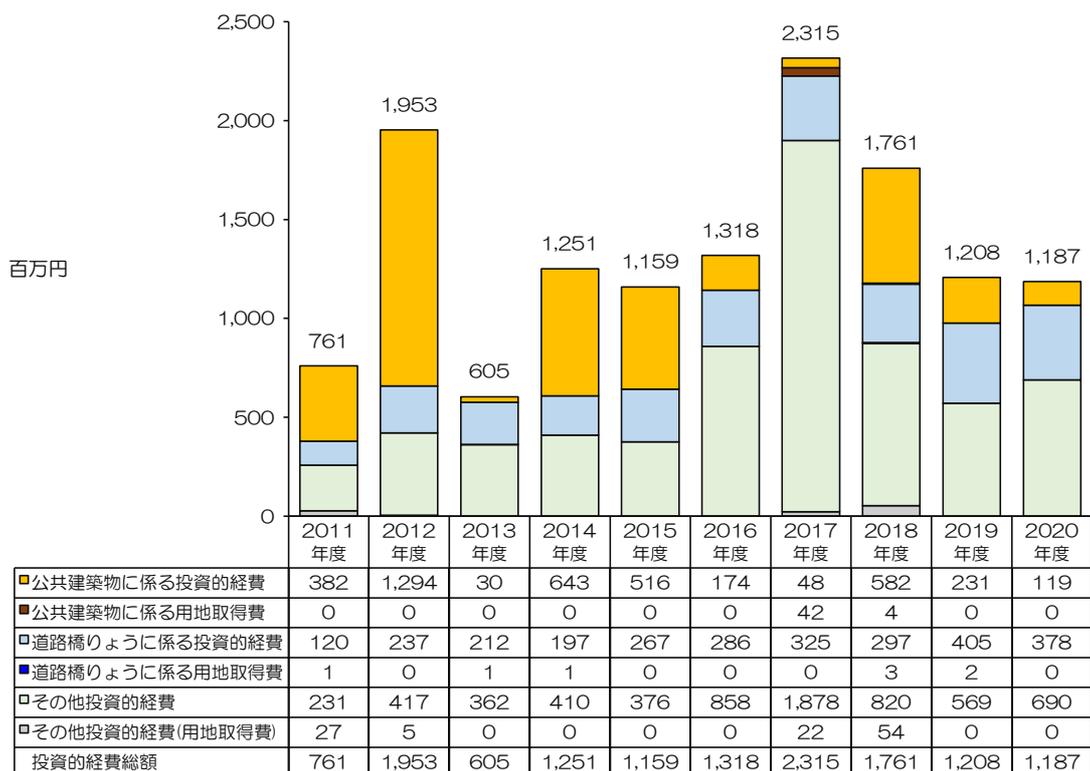
※投資的経費：道路・橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

投資的経費については、令和2(2020)年度で約11.9億円、このうち公共施設(公共建築物)に係るものは約1.2億円となっています(図2.15参照)。

投資的経費の傾向には、ばらつきが見られ、平成24(2012)年度の神崎小学校の建設、平成29(2017)年度の峰山高原スキー場整備、平成30(2018)年度の柏尾住宅建替え整備などにより投資的経費が変動しています。

図表 2.15 投資的経費の推移及び内訳(普通会計決算)



資料：地方財政状況調査(総務省)

過去10年間(平成23(2011)年度～令和2(2020)年度)

- ・投資的経費全体の平均投資額：約13.5億円(直近5年間平均：約15.6億円)
- ・公共建築物に係る平均投資額：約4.1億円(直近5年間平均：約2.4億円)
- ・道路・橋梁に係る平均投資額：約2.7億円(直近5年間平均：約3.4億円)
- ・投資的経費全体の最大投資額：約23.2億円(平成29(2017)年度)
- ・公共建築物に係る最大投資額：約12.9億円(平成24(2012)年度)

(2) 投資的経費と更新費用等の見通し

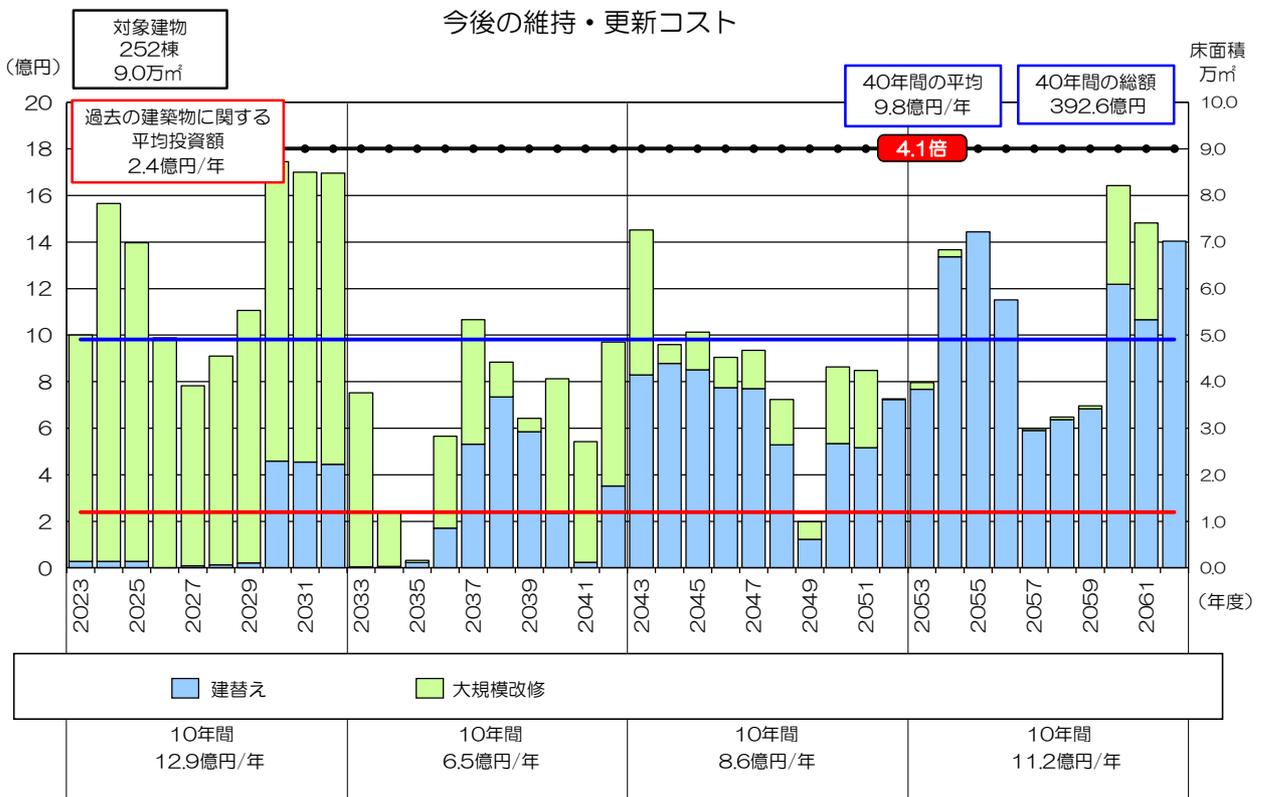
ア 公共建築物の更新費用の推計（全て維持更新する場合）

現在保有する公共建築物（252棟※）について、「第7章 資料編 公共建築物の更新費用推計条件」により、今後40年間の更新費用を推計すると、約392.6億円（年平均9.8億円）となります（図表2.16参照）。

一方、平成28（2016）年度～令和2（2020）年度において、公共建築物の整備に要した投資的経費の平均は約2.4億円であり、この支出水準を今後40年間維持しても、年間あたり約7.4億円が不足します。また、これまで合併特例債を活用して公共施設等の整備や改修を進めてきましたが、その特例債も、発行限度額に達し、充当可能な予算はさらに制限されることとなります。

※民間マンション内に賃貸契約により開院している歯科医院は対象外とした。

図表 2.16 将来更新費用の推計（公共建築物）



※公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の推計条件

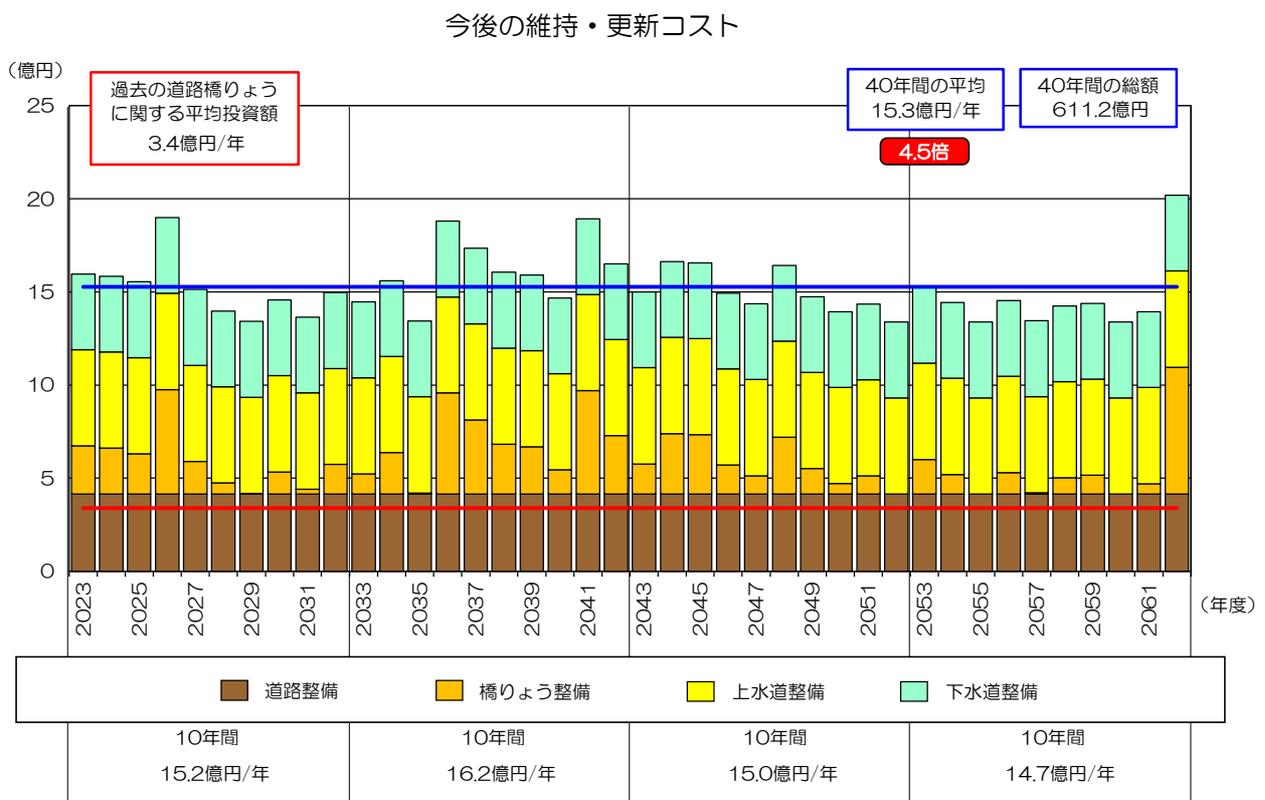
- 現有する公共建築物は廃止せず全て維持する。
- 築後30年で大規模改修、築後60年で同規模の建替え
- 建替え又は大規模改修費の算定式：（建替え又は大規模改修単価）×（床面積）
  - ・建替え又は大規模改修単価は施設分類に応じて設定
- 建替え（60年経過で実施）・・・建替え期間（3年間）に費用を均等配分
- 大規模改修（30年経過で改修）・・・改修期間（2年間）に費用を均等配分
- 築31年以上で大規模改修未実施のもの・・・改修期間（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間に費用を均等配分（積残し処理を行う）

イ インフラ資産の更新費用の推計（全て維持更新する場合）

インフラ資産について、「第7章 資料編 インフラ資産の更新費用推計条件」により、今後40年間の更新費用を推計すると、その整備費の総額は約611.2億円で、年平均15.3億円となります（図表2.17参照）。

インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施していくことが必要です。

図表2.17 将来更新費用の推計（インフラ資産）



※公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の推計条件

- 現有するインフラ資産は廃止せず全て維持する。
- 道路・・・更新単価×道路面積（更新年数15年）
- 橋梁・・・更新単価×橋梁面積（更新年数60年）
- 上水道管・・・更新単価×管路延長（更新年数40年）
- 下水道管・・・更新単価×管路延長（更新年数50年）

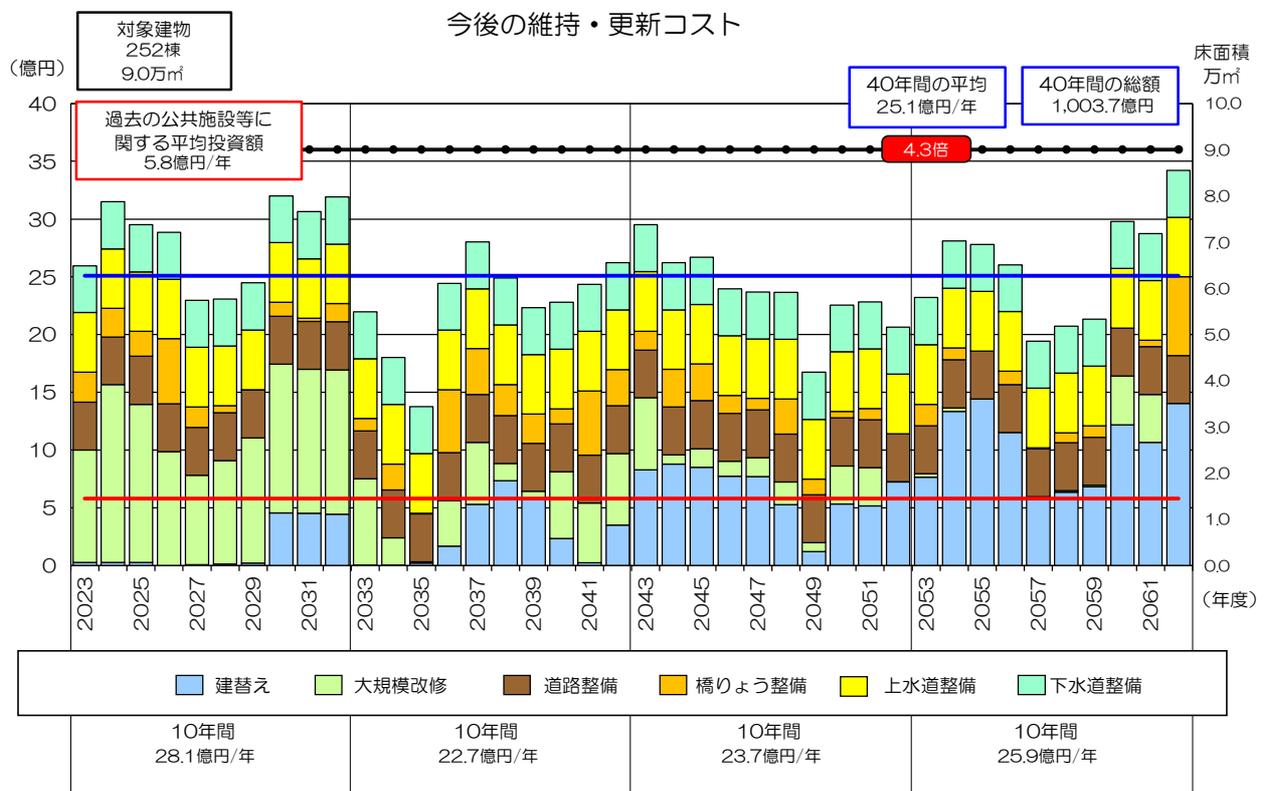
ウ 公共建築物とインフラ資産の更新費用の推計（全て維持更新する場合）

現在保有する公共建築物及びインフラ資産について、今後 40 年間の更新費用を推計すると、約 1,003.7 億円（年平均 25.1 億円）となります（図表 2.18 参照）。

平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度において、公共建築物及びインフラ資産（道路及び橋梁）の整備に要した投資的経費の平均は約 5.8 億円であり、この支出水準を今後 40 年間維持しても、年間あたり約 19.3 億円が不足します。

公共建築物やインフラ資産の老朽化が進んでいく中で、これら施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

図表 2.18 将来更新費用の推計（公共建築物＋インフラ資産）



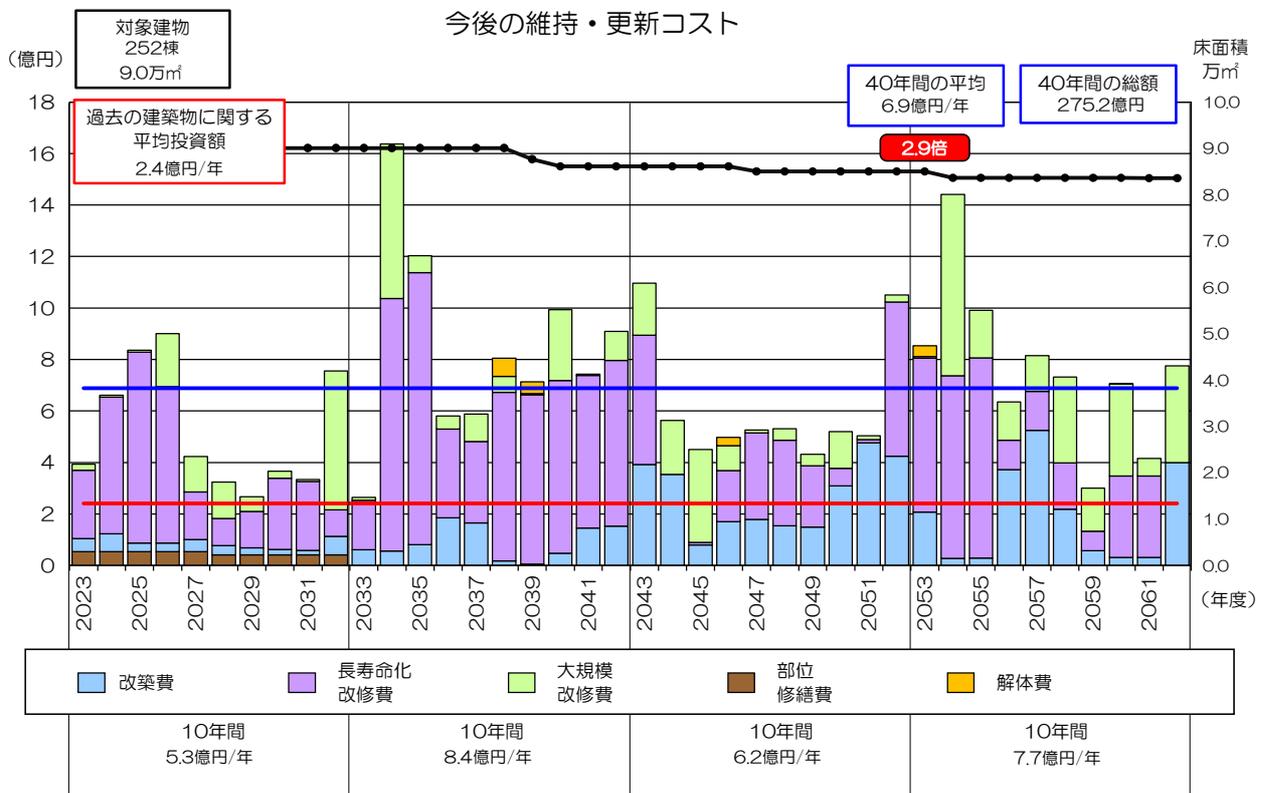
Ⅰ 公共建築物の更新費用の推計（個別施設計画等を考慮した場合）

これまでに策定した個別施設計画において長寿命化改修を行うことで使用年数を 80 年に延ばすことや、廃止となった施設について建替えしないなどを考慮して、今後 40 年間の更新費用を試算しました。

今後 40 年間で必要となる更新費用は 275.2 億円、1 年あたりの平均額は 6.9 億円となります。これは過去5年間（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）公共建築物に関する投資的経費（2.4 億円）の 2.9 倍となります（図表 2.19 参照）。

計画対象施設を全て維持する場合に比較して、40 年間総額で 117.4 億円、年平均で 2.9 億円の縮減が期待できる見込みです。

図表 2.19 将来更新費用の推計（公共建築物）



※考慮した個別施設計画

- ・神河町学校施設長寿命化計画 令和 3（2021）年 3月
- ・神河町社会教育施設長寿命化計画 令和 3（2021）年 3月
- ・神河町公共施設個別施設計画 令和 5（2023）年 3月

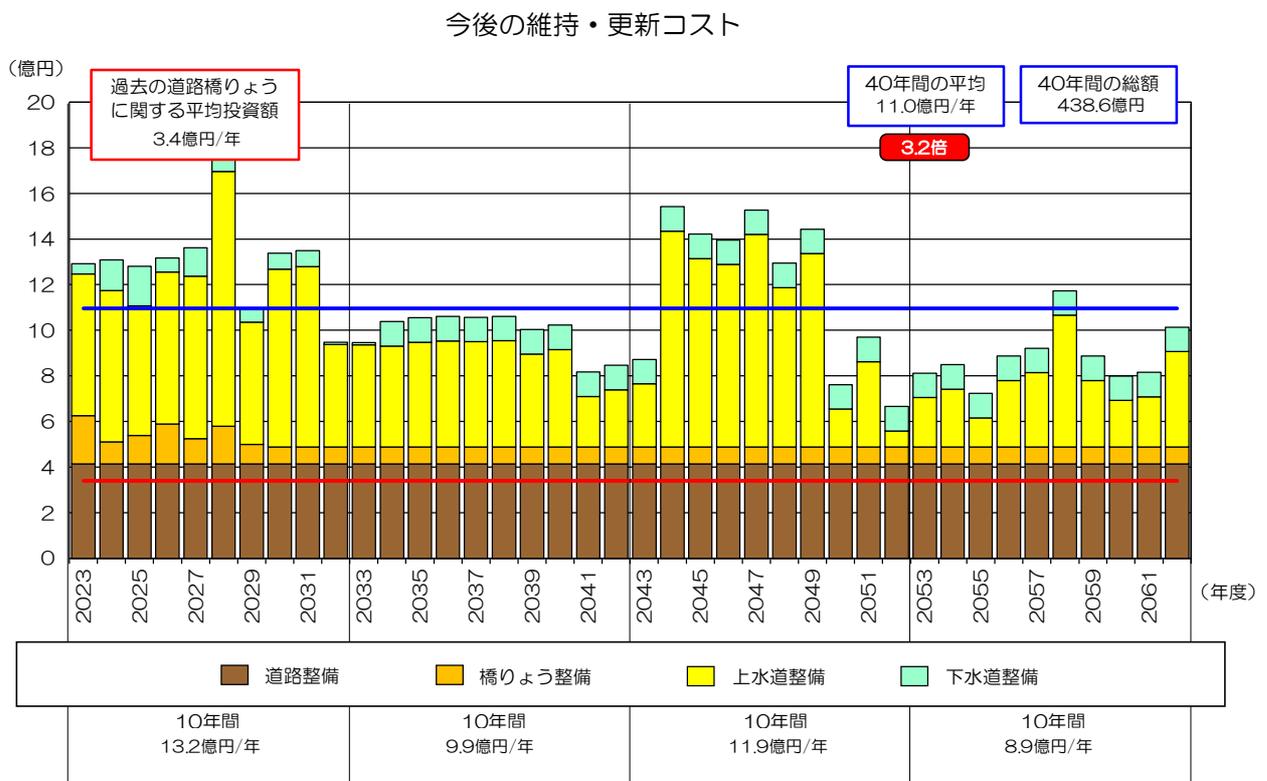
オ インフラ資産の更新費用の推計（個別施設計画等を考慮した場合）

インフラ資産について、今後 40 年間の更新費用を推計すると、その整備費の総額は約 438.6 億円で、年平均 11.0 億円となります。

これは過去5年間（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）の投資的経費（3.4 億円）の 3.2 倍となります（図表 2.20 参照）。

個別施設計画策定前の更新費用と比較して、40 年間総額で 172.6 億円、年平均で 4.3 億円の縮減が期待できる見込みです。

図表 2.20 将来更新費用の推計（インフラ資産）



※考慮した個別施設計画

- ・ 神河町橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画） 令和 4（2022）年 9 月
- ・ 神河町水道事業アセットマネジメント業務委託報告書 令和 4（2022）年 3 月
- ・ 神河町下水道事業経営戦略（令和 3 年度改定版） 令和 4（2022）年 3 月

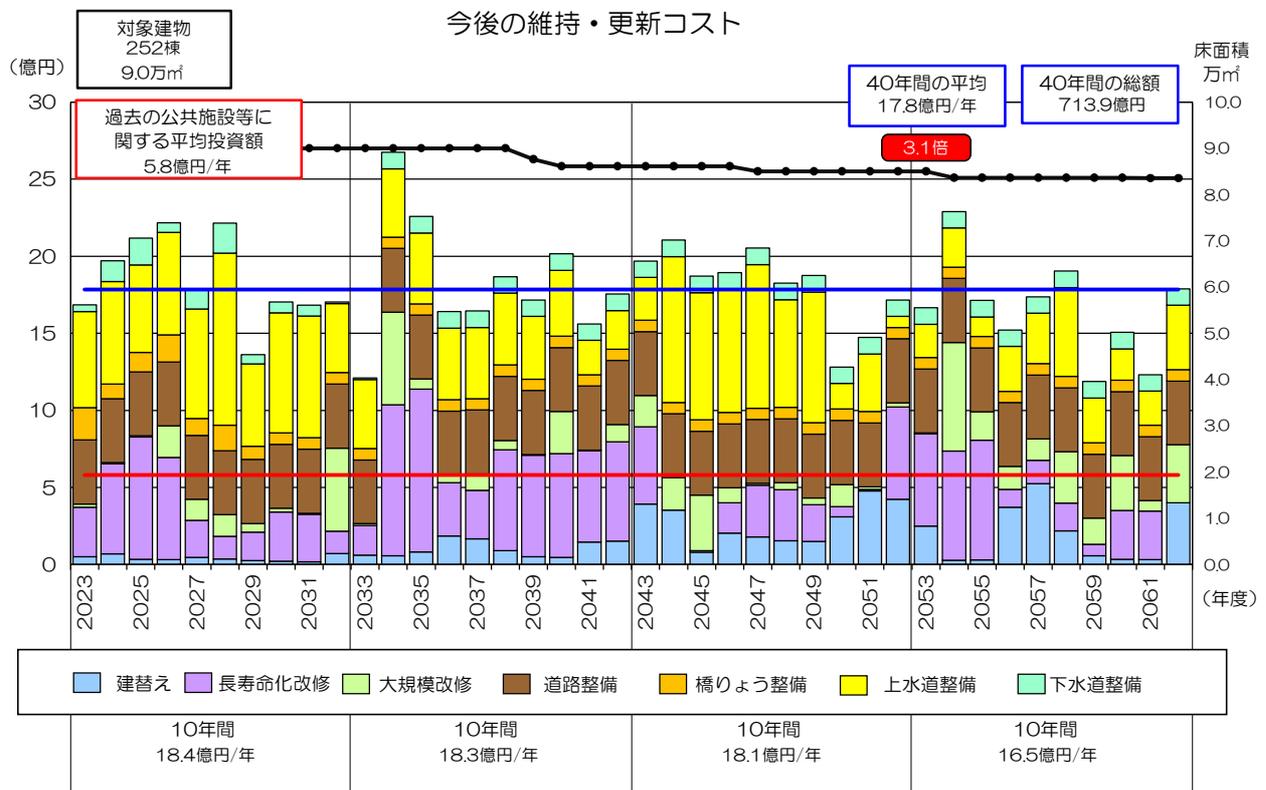
カ 公共建築物とインフラ資産の更新費用の推計（個別施設計画等を考慮した場合）

今後 40 年間で必要となる更新費用は 713.9 億円、1 年あたりの平均額は 17.8 億円となります。これは過去 5 年間（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）の公共建築物及びインフラ資産（道路及び橋梁）の整備に要した投資的経費（5.8 億円）の 3.1 倍となります（図表 2.21 参照）。

個別施設計画策定前の更新費用と比較して、40 年間総額で 289.8 億円、年平均で 7.2 億円の縮減が期待できる見込みです。

しかしながら、過去 5 年間の投資規模を維持できると仮定しても年間あたり 12.0 億円が不足することになり、将来人口や財政状況などを勘案すると、必要と想定される投資額を確保することは難しいものと考えられます。

図表 2.21 将来更新費用の推計（公共建築物＋インフラ資産）



キ 個別施設計画等による更新費用の縮減効果

図表 2.22 今後 40 年間の更新費用の見通しと縮減効果

項目	単純更新した場合		個別施設計画を考慮した場合	
	40 年間総額	年平均 (総額/40 年)	40 年間総額	年平均 (総額/40 年)
公共建築物	392.6 億円	9.8 億円	275.2 億円	6.9 億円
インフラ資産	611.2 億円	15.3 億円	438.6 億円	11.0 億円
公共施設等（合算）	1,003.7 億円	25.1 億円	713.9 億円	17.8 億円
個別施設計画等による（縮減効果額）			△289.8 億円	△7.2 億円

※公共施設等（合算）は、集計端数の関係で公共建築物とインフラ施設の合計に一致しない場合がある。

## 第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 本計画の要求事項

#### (1) 現況の問題点や課題に関する基本認識

これまでの検討を通じて、本町における現況の問題点や課題に関する基本認識は、次のとおりとなります（図表 3.1 参照）。すなわち、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により、本町の財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題といえます（図表 3.1 参照）。

図表 3.1 現況の問題点や課題に関する基本認識

#### 問題①：公共施設等維持更新費用より

- 本町の公共施設は、合併前の旧町がそれぞれ独自に設置したものが多く、必ずしも適正な配置がなされているとはいえないのが現状です。これらの公共施設が改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となります。

#### 問題②：人口推計及び財政見通しより

- 生産年齢人口の減少に伴う税収減、少子高齢化に対する扶助費の増加など、公共施設等の維持・更新費用を賄うことが困難な状況となっています。とりわけ将来世代に負担を押し付けることはできません。
- 人口減少及び人口構造の変化により利用需要や利用者のニーズの変化も想定されます。

#### 条件：住民の声（H27（2015）年9月のアンケート調査）より

- 本町の公共施設の見直しについては、「必要である」と「どちらかという必要である」を合わせて7割を超える住民の方が、その必要性を指摘しています。
- 公共施設を適正に管理していくための方策については、「現在ある施設の統廃合や機能の複合化などによって施設数を減らす」が最も多く、次いで「施設の建替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する」、「近隣自治体と共同で施設を建設・運営する」の順で貴重なご意見を頂きました。
- また、財政的な見通しが厳しい中、新たな施設の建設には極めて慎重なご意見が多く見られました。

#### 課題：以上を踏まえて

- 財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民と共に創っていくことが必要です。

## (2) 公共施設等マネジメントの基本原則

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する認識を踏まえ、持続可能な地域を住民とともに創っていくためのマネジメントの基本原則を次のとおり定めます。

### ■ 新たな公共施設整備の抑制

原則として新たな公共施設の整備は行わないこととし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。

### ■ 公共施設保有量の段階的縮減

公共施設保有量について財政規模や人口減少に見合う明確な目標を定め、段階的縮減を実施します。

### ■ 公共施設のサービス機能に着目した統廃合や再配置の実施

公共施設が持つサービス機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化、などあらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。

### ■ 公共施設等の有効活用

既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付を行いその有効活用を図ります。また、近隣自治体との公共施設の相互利用なども検討します。

### ■ 維持する公共施設のライフサイクルコストの最適化

維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者の負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも事後保全と予防保全を適正にバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。

また、公共施設等の修繕、長寿命化（更新・改修）を行う際には、利用者の快適性や利便性の向上に向けて、ユニバーサルデザイン化の推進や脱炭素化に向けた取組を併せて検討します。

### ■ 住民とともに実施する持続可能な公共施設等のマネジメント

更新費用のみならず維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設かどうかを総合的に判断し、住民とともに全町的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。なお、行政機能、住民の安全・安心に関わる施設は優先して維持するものとします。

図表 3.2 公共施設等マネジメントの基本原則



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、本町における公共建築物整備の最初のピークである昭和 57 (1982) 年～昭和 60 (1985) 年に建設された建物が更新 (築後 60 年を想定) を迎える時期である令和 27 (2045) 年頃をまでを視野に入れ 30 年間と定めます。

また、本計画の計画期間に対して 6 年毎に 1 期から 5 期までそれぞれ実施期間を定め、それぞれの実施期間は、前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを行うこととします (図表 3.3 参照)。

図表 3.3 計画期間

	H28年度 2016年度	R3年度 2021年度	R9年度 2027年度	R15年度 2033年度	R21年度 2039年度	R27年度 2045年度
計 画 策 定	公共施設等総合管理計画 平成28年度～令和27年度 (2016年度～2045年度)					
	第1期：6年間 (前期3年/後期3年)	第2期：6年間 (前期3年/後期3年)	第3期：6年間 (前期3年/後期3年)	第4期：6年間 (前期3年/後期3年)	第5期：6年間 (前期3年/後期3年)	

#### (4) 公共建築物の目標設定

前述、「第2章 3 (2) 投資的経費と更新費用等の見通し」で示したとおり、現時点における公共建築物の更新費用（全て維持更新する場合）の見通しは、年間約 9.8 億円で、過去5年間の平均的な投資額（約 2.4 億円）の約 4.1 倍の見込みです（図表 2.16 参照）。

ただし、この比率で公共建築物の総量を約 1/4 にするのは、住民サービスに支障をきたすことが明らかであり現実的ではありません。

そこで、計画目標年次までの総人口の減少率約 33%を勘案して人口に見合った施設総量を維持することとし、建物の延床面積を約 30%縮減することとします。

##### ■人口の将来展望（第2期神河町人口ビジョンから）

・令和 2 (2020) 年	総人口 10,670 人（現在）
・令和 27 (2045) 年	総人口 7,184 人（計画期間末）
・総人口の減少	総人口 3,496 人（減少率 33%）

そして、これをベースとして財政と公共サービスを両立させるための公共施設マネジメントの条件を次のとおり定めました。

- ① 縮減すべき公共建築物の年更新費用を、現時点における公共建築物の年平均更新費用の見込み（全て維持更新する場合 9.8 億円）と過去5年間の公共建築物に係る平均的な投資額（2.4 億円）との乖離分 7.4 億円（9.8 億円-2.4 億円）とする。
- ② 将来人口を勘案して公共建築物の延床面積を 30%縮減する。
- ③ 廃止又は解体可能な施設を想定し、耐用年数を勘案して妥当な時期に解体又は民間移管等処分することにより、公共建築物の延床面積 30%縮減に目途を付ける。
- ④ 残った 70%の公共建築物のうち、長寿命化が可能な建物については、概ね 40 年経過で長寿命化改修を行い、使用年数を 60 年から 80 年に延長する。
- ⑤ 維持管理費は、延床面積の縮減分について縮減できると想定する。
- ⑥ 運営費についても同様に延床面積の縮減分について縮減できると想定する。

以上により、公共建築物の目標は、計画期間末（令和 27 (2045) 年度）において、保有する公共建築物の床面積を 30%縮減することとします。

また、コストの縮減については、財政的なかい離の解消と住民サービス水準の維持におき、施設の維持管理及び運営の効率化、官民連携事業の効果やその他の工夫（売却益、賃貸益、稼ぐ民間との協働による稼ぐ公共施設など）により進めることとして、実施段階で具体的な施策を定めて取り組むこととします。

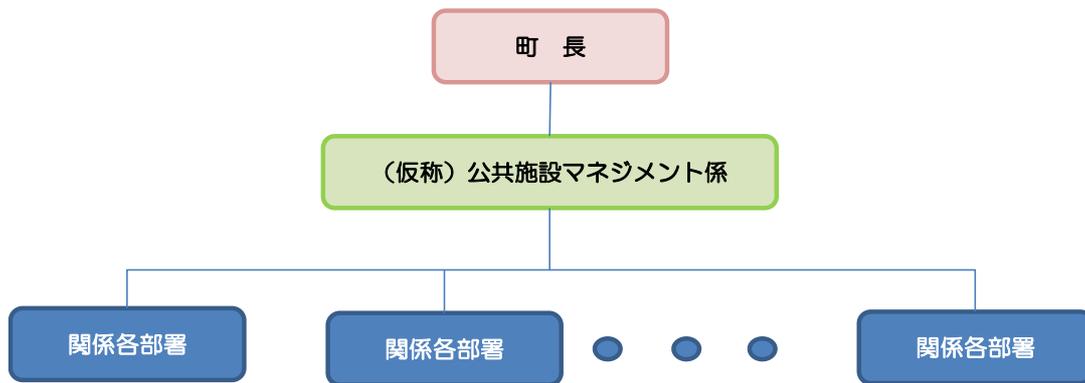
## 2 総合管理計画の推進体制

### (1) 全庁的な取り組み体制

#### ア 専任組織の検討

今後、本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、財政面と政策面の分掌を併せ持つ「(仮称)公共施設等マネジメント係」の設置や、これに代わる組織横断的な委員会組織等の検討(以下、「専任組織」という。)を行います(図表 3.4 参照)。

図表 3.4 (仮称) 公共施設等マネジメント係の位置づけ



専任組織におけるマネジメントの役割は次のとおりです。

#### ①基本的な役割

- ・ 財政計画を踏まえ、全庁的な視点から施策別の予算配分へ反映する。
- ・ 長期総合計画及び関連諸計画を踏まえた取り組み・連携を図る。
- ・ 町長直轄として取り組み意図を全庁に徹底する。
- ・ 住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取り組みを進める。

#### ②庁内での取り組み

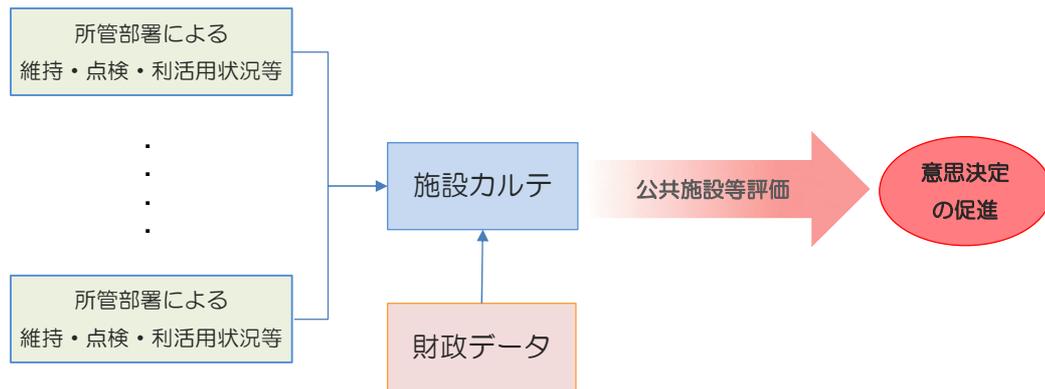
- ・ 公共施設等の情報を集約し、施設単位で全庁的に共有する。
- ・ 個別計画案件を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 職場内研修、会議による情報共有を図り、関連部署間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 施策別予算配分の仕組みを構築するとともに行政評価の結果を予算に反映させる。
- ・ PPP/PFI など官民連携事業の全庁的な調整を行う。

※公共施設等マネジメントの目標を達成するためには、施設を主管する部署のリーダーシップが不可欠である。専任組織の役割は、このリーダーシップを促すことにある。

### イ 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、専任組織を中心に、関係各部署に散在するデータをそれぞれの部門から収集するとともに、施設カルテとして一元管理し、財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します（図表 3.5 参照）。

図表 3.5 情報管理・共有方策



### ウ 職員研修の実施

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて必要なカリキュラムを整備し、職員研修を計画的に実施します。

また、専任組織においては、同係特有の専門研修についても検討し、その有効性が認められる場合には、これを計画的に実施します。

## (2) アウトソーシングの推進体制

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本町においても専門的な技術力やマンパワーを補うために、一定の能力を有する民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

### 3 維持・運営の実施方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

また、「2(1)イ 情報管理・共有方策」で示したとおり、点検・診断等を通じて得られた施設の状態や補修の履歴、施設の利用状況、コスト情報等を施設カルテ等に登録するとともに次の点検・診断やマネジメントにおいて活用します。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が主体的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

#### (2) 維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するが予防保全にあたります。

予防保全は定期的な対策により大掛かりな補修を抑えることでコスト縮減を目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化（特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗）などは、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検と進行速度の監視を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対処療法的な事後保全ではなく予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全として施設への投資費用を抑制することも必要です。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

#### (3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

#### (4) 耐震化の実施方針

昭和56(1981)年以前に建築された建物(旧耐震基準)については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

#### (5) 長寿命化の実施方針

一般的に建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、40年程度を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。建替え周期は大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

#### (6) 統合や廃止の推進方針

必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。新たな施設を建設する場合は、機能強化を前提とし、本町の拠点として備えるべき機能や設備、望ましい設置場所といった多面的な観点から検討します。このほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建替えに頼らない代替サービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境を整備します。

#### (7) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

廃止施設や廃止施設跡地、現在使用していない若しくは将来の使用予定が確定していない資産については、売却処分等による積極的な有効活用を検討するほか、施設機能を維持したままでの民間や地区への移譲についても協議を進めます。

#### (8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29(2017)年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)においてユニバーサルデザインの街づくりの考え方が示されました。これらの内容を踏まえ、本町においても今後、維持していく公共施設等の修繕・更新・改修時には、ユニバーサルデザイン化による利用者の快適性や利便性の向上について検討を進め、時代に応じた社会的要求水準や施設ニーズへの対応等を実現するための改修等に努めます。

### (9) 脱炭素化の推進に関する方針

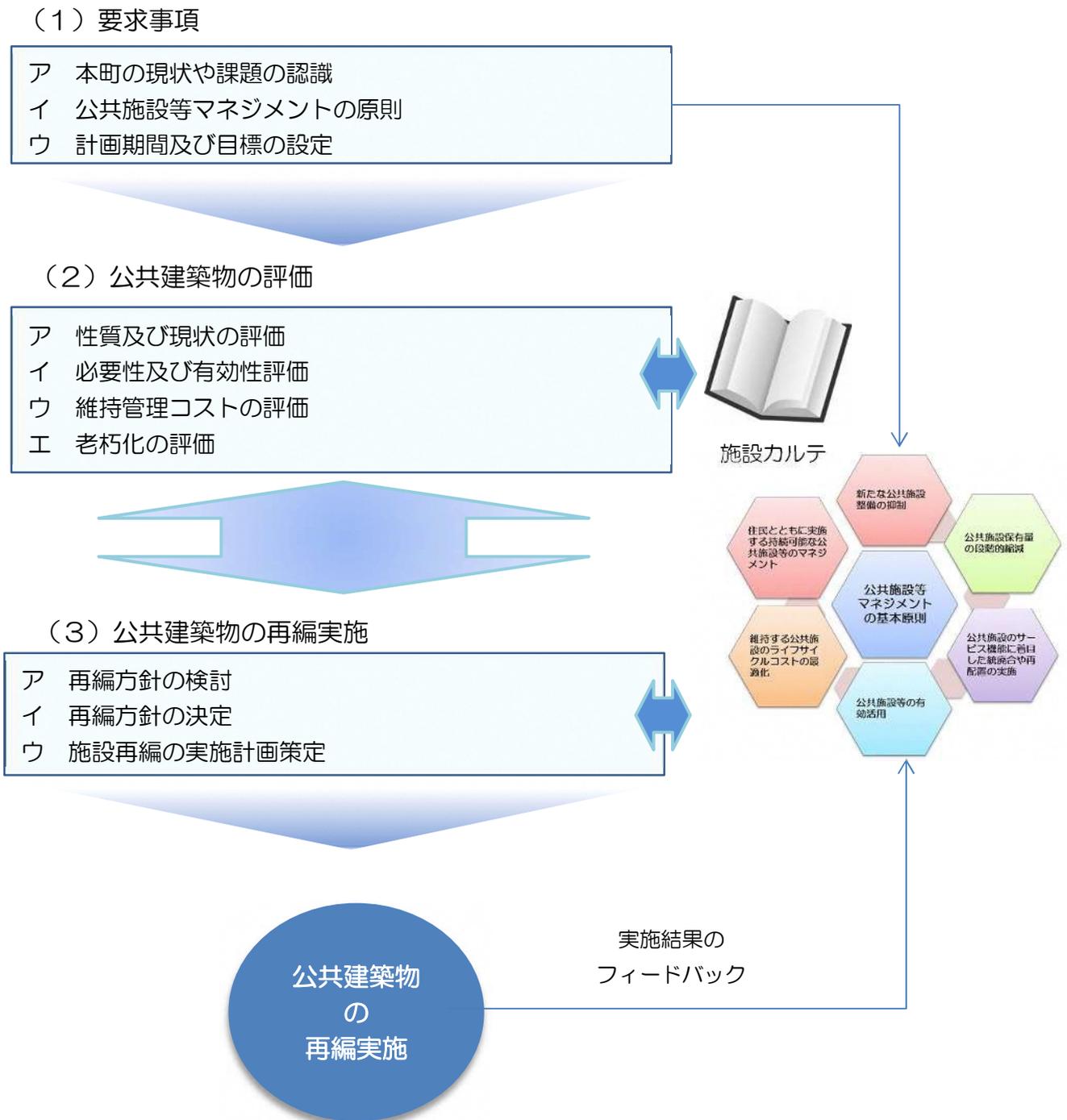
地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、今後、維持していく公共施設等の修繕・更新・改修時には、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など検討し、脱炭素化の推進を図ります。

## 第4章 公共建築物再編の実施方針

### 1 公共建築物の再編手順

公共建築物の再編は、本計画で定めた目的・目標等を起点に、施設カルテなどを用いた公共建築物の評価を経て再編の実施へと展開します（図表 4.1 参照）。

図表 4.1 公共建築物の再編フロー



### (1) 要求事項

本計画の要求事項は、第3章で定めたとおりです。延床面積30%の縮減を始めとする目標の達成に向けて、マネジメントの原則に基づき、確実にできるものから実施し、その結果を振り返りながら新たな対策なども加味して目標の達成を目指します。

### (2) 公共建築物の評価

公共建築物の評価では、施設カルテ等を基に既存施設の情報を共有し、施設の評価・分析を行います（図表4.2参照）。管理する項目は厳選し、データの取得などは可能な限り日常業務を通じて自動的に収集できる仕組みを構築します。

図表 4.2 主な評価項目例

区 分	主な評価項目の内容
性質及び 現状評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域限定性：施設の主な利用者がその施設に設置された地域住民に限られる程度を評価する。</li> <li>町民必要性：町民の当該施設に対する需要の程度を評価する。</li> <li>町民公共性：当該施設を設置しておくことについて、町民から共感や支持が得られる程度を評価する。</li> </ul>
必要性及び 有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置目的との整合性：社会経済状況の変化、当初の設置目的の達成度、利用内容や利用者の現状から当初の設置目的と現状との整合性を評価する。</li> <li>行政関与の必要性：行政が管理運営すべき施設かどうかを評価する。</li> <li>機能・サービス提供の代替性：他の公共施設で代替できるかどうか、民間投資が困難なサービスか、民間に類似したサービスがあるかなどを評価する。</li> <li>目標利用者数の達成度：予め定めた目標利用者数をどの程度達成したかを評価する。</li> </ul>
維持管理 コスト評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理コストの妥当性：維持管理・運営費用の推移や利用者一人当たり及び人口一人当たりのコストの推移について評価する。</li> <li>受益者負担の妥当性：利用料収入と維持管理・運営費用とのバランス状況の実績と推移から受益者負担の妥当性を評価する。</li> </ul>
老朽化評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の劣化状況：耐用年数に対し、建築後からどの程度経過し劣化しているかを評価する。</li> </ul>

実際の評価は、評価項目ごとに別途定める視点や基準により点数化（A：3点、B：2点、C：1点など）して行い、その結果を総合的に分析します。

### (3) 公共建築物の再編実施

#### ア 再編方針の検討

施設再編方針の検討では、施設の評価・分析を基に、住民との協働の中で再編の優先順位などを判断していきます。ここで指針となるのが「公共施設等マネジメントの原則」です。常に、この原則を念頭におき、全町的な視点を持って、各個別施設の再編方針を定めま

す。  
  
ここで重要なのは、建物そのものと機能・サービスに分けた評価と再編方針の検討を行うことです。建物自体を廃止する場合であっても、必要な機能・サービスについては維持し、住民サービスの低下をきたさないよう配慮します。

#### イ 施設再編方針の決定

以上の検討を踏まえて、機能・サービスであれば、①拡充・統合、②現状維持、③縮小、④休止・廃止、などの再編方針を決定します。また、建物であれば①改修、②現状維持、③更新、④廃止・解体、などの方針を決定します（図表 4.3 参照）。

図表 4.3 既存施設の再編方針の決定

機能・サービス	建物
①拡充・統合	①改修（規模縮小を含む）
②現状維持	②現状維持
③縮小	③更新
④休止・廃止	④廃止・解体

#### ① 施設廃止・解体の場合の留意点

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設を中心に、その必要性を再検討し、必要性の乏しい公共サービスについては施設・機能ともに廃止します。廃止によって住民サービスの水準低下が伴う場合は、その必要度に応じて代替サービス等を検討します。

#### ② 施設更新の場合の留意点

施設の更新を行う場合は、施設の評価結果を踏まえてその理由や目的を明確にするるとともに、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化についても検討するなど、必ず再編等手法との整合を図る必要があります。

#### ウ 施設再編の実施計画策定

施設再編の実施計画策定では、優先順位に従って、実施時期、実施手法、実施費用、削減効果等を定めます。

## 2 再編実施手法について

公共建築物の再編実施手法として、(1) 共通手法は、全ての利活用施設の運用等に適用される共通の手法です。また、(2) 個別手法は、公共サービスを休止・廃止する場合と、公共サービスの提供を継続するために既存施設の更新を行う場合に大別されます。

それぞれの再編実施手法の量的効果及び質的效果について図表 4.4 に示します。これらの手法の適用については、常に全町的な視点に立ち、共通手法と個別手法を組み合わせせて相乗効果を発揮させます。

図表 4.4 公共建築物の再編等手法

区 分	再編実施手法	量的効果			質的效果			
		面積	建設コスト	維持コスト	サービス向上	まちづくり効果	民間利益拡大	
(1) 共通手法	①官民連携手法等	○	○	○	○	○	○	
	②コスト縮減			○				
	③長寿命化	○	○					
	④受益者負担の見直し			○				
(2) 個別手法	公共サービス機能の休止・廃止	⑤用途変更		○		○		
		⑥跡地活用		○		○		
		⑦民間活用・住民譲渡	○	○	○	○	○	○
		⑧代替・補完サービス	○	○	○	○	○	○
	公共サービス機能の継続	⑨改修（規模縮小を含む）	○		○	○		
		⑩複合化（多機能化）	○		○		○	
		⑪集約化	○		○		○	
		⑫分散化				○	○	
	⑬広域化			○	○	○		

### (1) 共通手法

施設運用等について全てに共通する手法を整理します。

#### ①官民連携手法等

官民連携手法等は、PPP（Public Privat Partnership）や PFI（Private Finance Initiative）など、民間の資金やアイデア、活力などを公共サービスに活かす手法です。官民連携手法等を導入するメリットとしては、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。

なお、官民連携手法については、資料編にて解説を加えたので適宜参照して下さい。

## ②コスト縮減

光熱水費、人件費等の削減、運営の効率化等によりコスト縮減を図ります。

## ③長寿命化

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた年あたり費用の縮減と平準化を実現します。

公共建築物の総延床面積の縮減が必要な中で、長寿命化手法を全ての建物に適用するのは現実的ではありません。長期に活用する施設を選定し、長寿命化手法の対象を定め、計画的に実施していきます。

## ④受益者負担の見直し

受益者負担の見直しは、施設の利活用に関して施設使用料の適正化（受益者負担の適正化）を図ることです。

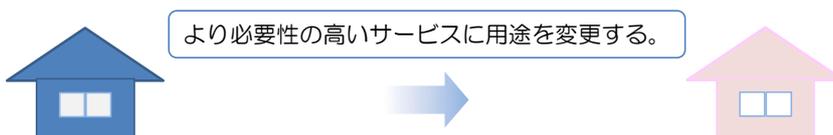
実際に受益者負担の見直しを行うか否かについては、個々の状況を十分勘案する必要がありますが、維持管理費（人件費、光熱水費、委託費等）と減価償却費を受益者負担の対象として、施設の維持のみならず将来継承する施設の建替費用についても利用者に課すことを検討します。

## (2) 公共サービス機能を休止・廃止する場合の個別手法

公共サービスを縮小、休止・廃止し、既存施設を活用する場合や既存施設を処分する場合の手法を整理します。

## ⑤用途変更

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



## ⑥跡地活用

跡地活用は、施設の統廃合等によって既存施設が除却されるなどして発生した跡地に新たな機能を導入して活用する手法です。これには、民間活用や売却も含まれます。

今後、施設の統廃合が進むなかで跡地化した公有地が多数発生することが考えられます。

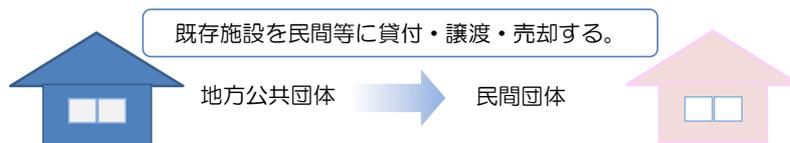
従前施設の用途廃止の可能性が浮上した場合には、必ず跡地の利活用と併せて検討し、暫定的な利用も含めて未利用の公共施設が長期にわたって放置されることのないように取り組みます。



### ⑦民間活用（民営化）・住民譲渡

民間活用は、施設を民間等に貸付・譲渡または売却する手法です。

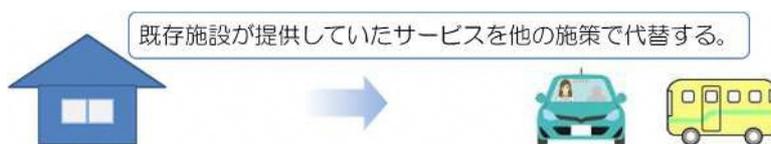
民間譲渡は、施設を住民に譲渡する手法です。譲渡は一般に無償で行い、その後の維持管理は住民が自ら行います。したがって、維持・運営費に関わる市の負担はなくなります。施設の譲渡を行った場合は、将来の更新費は、町が負担しない場合と町が助成する場合がありますが、このことについても住民との対話を通じて個別具体的に適正な方法を見出します。



### ⑧代替・補完サービス

代替サービスは、これまで施設が提供していた公共サービスを、ITなどを活用して別の方法により提供する手法です。

補完サービスは、施設の統廃合によりサービスを提供する施設そのものの数が減ることによる不便さを補うサービスを指します。バスやデマンドタクシーなどの住民の移動を助ける手法や、最近ではコンビニが役所の代わりをして住民票発行や所得証明を取得できるようになっている事例<sup>1</sup>もあります。このようなサービスを駆使して、施設総量の縮減に伴うサービスの低下を防ぎます。



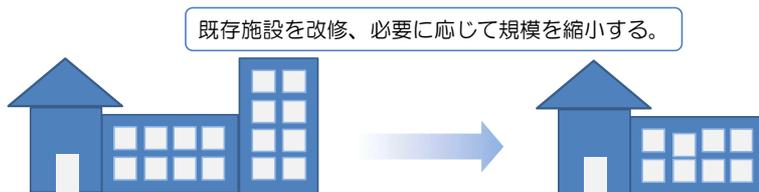
<sup>1</sup> 秦野市では市役所の敷地内にコンビニを導入し、住民票発行や所得証明など公共サービスの一部を提供している。

### (3) 公共サービス機能を継続する場合の個別手法

公共サービスの提供を継続するための既存施設の改築、更新を行う場合の手法を整理します。

#### ⑨改修（規模縮小を含む）

改修は、必要機能に応じて行いますが、必要規模を見直し、必要に応じてそれを縮小することにより、総量及び維持管理コストの縮減を実現します。



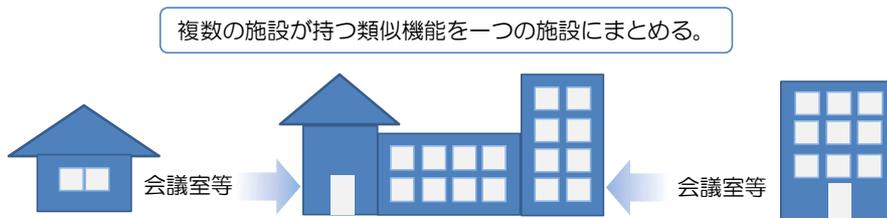
#### ⑩複合化（多機能化）

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営費を縮減することができます。複合化では、拠点施設と、当該拠点施設に機能移転する非拠点施設に分けて考える必要があります。



#### ⑪集約化

集約化は、複数の施設に跨るサービス機能群を個々の機能に細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら、全体として必要な量に縮減していくことを検討します。



#### ⑫分散化

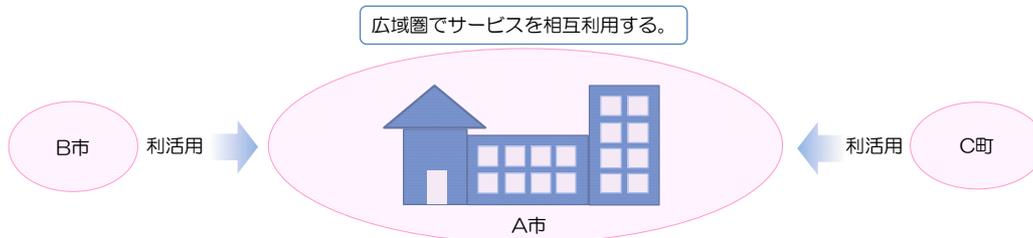
分散化は、サービス機能を一定のエリアに対して分散して配置する手法です。ただし、利用者密度が低い場合には、この手法では運営が成り立たなくなる懸念があります。本

町では施設そのものの分散より、代替・補完サービスによって補うことを検討します。



### ⑬広域化

広域化は、町外の住民も利用可能な施設を広域で役割分担してサービス提供を行う手法です。広域化には、自ら施設を所有し広域に対してサービスを提供する場合、施設を所有せずにサービス提供を受ける場合が考えられます。



## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1 公共建築物について

全ての公共建築物について、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、可能な限り複合化や集約化、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施します。

公共建築物の再編にあたっては、「第4章 公共建築物再編の実施方針」に従って進めていきます。公共建築物の評価を行うための施設カルテ等により、現時点で考えられる範囲で施設毎に長寿命化や除却の方向性及び方針を定めました。

#### (1) 行政系施設

- ・ 神河町役場及び神崎支庁舎は、将来にわたっての行政の拠点施設として、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ センター長谷は、その他は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、再編の方向性と方針を定めます。
- ・ その他行政系施設は、施設及び機能を維持します。
- ・ 消防施設は地域消防の活動拠点であるため、施設及び機能を維持します。

図表 5.1 行政系施設（庁舎等）

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
1	庁舎	神河町役場	本庁舎	1994	H6	28	RC造	3,062
2		神河町役場	倉庫棟	1994	H6	28	S造	730
3		神河町役場	公用車庫棟	1994	H6	28	S造	481
4		神河町役場	運転管理室棟	2005	H17	17	RC造	79
5		神崎支庁舎	神崎支庁舎	2006	H18	16	S造	791
6		神崎支庁舎	保健センター	2006	H18	16	S造	434
7		センター長谷	センター長谷	1977	S52	45	RC造	647
8		神崎上下水道庁舎	神崎上下水道庁舎	1963	S38	59	W造	205
9	その他行政系施設	ケーブルテレビ局舎	ケーブルテレビ局舎	2000	H12	22	RC造	869
10		越知水防倉庫	越知水防倉庫	1991	H3	31	CB造	20
11		寺前防災倉庫	寺前防災倉庫	1994	H6	28	S造	56

図表 5.2 行政系施設（消防施設）

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
12	消防施設	粟賀南分団 加納部	器具庫	1983	S58	39	CB造	19
13		粟賀南分団 貝野部	器具庫	2006	H18	16	CB造	21
14		粟賀南分団 寺野部	器具庫	1990	H2	32	CB造	18
15		粟賀南分団 寺野部	詰所	1990	H2	32	CB造	32
16		粟賀南分団 東柏尾	詰所・器具庫	1993	H5	29	CB造	52
17		粟賀南分団 柏尾部	器具庫	1998	H10	24	W造	21
18		粟賀南分団 福本部	器具庫	2014	H26	8	SRC造	33
19		粟賀北分団 粟賀町部	器具庫	1946	S21	76	W造	32
20		粟賀北分団 根宇野部	詰所・器具庫	2000	H12	22	RC造	59
21		越知谷分団 作畑新田部	器具庫（旧新田分団器具庫）	1981	S56	41	CB造	17
22		粟賀北分団 山田部	詰所・器具庫	1988	S63	34	RC造	51
23		粟賀北分団 中村部	詰所・器具庫	1989	H1	33	CB造	57
24		越知谷分団 越知部	詰所・器具庫・水防倉庫	1991	H3	31	CB造	105
25		越知谷分団 岩屋部	詰所・器具庫	2009	H21	13	CB造	130
26		越知谷分団 作畑新田部	器具庫	1983	S58	39	CB造	29
27		越知谷分団 作畑新田部	詰所	1987	S62	35	W造	22
28		越知谷分団 大畑部	詰所・器具庫	1991	H3	31	CB造	43
29		寺前分団 寺前部	器具庫	2013	H25	9	SRC造	33
30		寺前分団 新野部	詰所・器具庫	2003	H15	19	SRC造	92
31		寺前分団 鍛冶部	詰所・器具庫	2002	H14	20	SRC造	82
32		寺前分団 比延部	詰所・器具庫	1968	S43	54	SRC造	30
33		寺前分団 野村部	詰所・器具庫	1969	S44	53	CB造	66
34		小田原分団 宮野部	詰所・器具庫	1984	S59	38	SRC造	82
35		小田原分団 高朝田部	器具庫	1973	S48	49	CB造	34
36		小田原分団 高朝田部	詰所	1987	S62	35	CB造	13
37		小田原分団 上岩部	器具庫	1979	S54	43	W造	26
38		小田原分団 上岩部	詰所	1999	H11	23	CB造	30
39		小田原分団 上小田部	詰所・器具庫	2003	H15	19	SRC造	92
40		小田原分団 南小田部	詰所・器具庫	2010	H22	12	RC造	58
41		大山分団 吉富部	詰所・器具庫	1986	S61	36	CB造	53
42		大山分団 杉部	詰所	1967	S42	55	CB造	29
43		大山分団 杉部	器具庫	1967	S42	55	CB造	31
44		大山分団 大山部	詰所・器具庫	1996	H8	26	CB造	48
45		大山分団 猪篠部	詰所・器具庫	1986	S61	36	CB造	52
46		長谷分団 栗淵部	器具庫（旧淵分団）	1992	H4	30	CB造	26
47		長谷分団 栗淵部	詰所・器具庫	1975	S50	47	SRC造	60
48		長谷分団 川上部	詰所・器具庫	1975	S50	47	RC造	64
49		長谷分団 大河部	詰所・器具庫	1992	H4	30	SRC造	98
50		長谷分団 長谷部	詰所・器具庫	1984	S59	38	RC造	105

## (2) 公営住宅

- ・ 公営住宅は、定住促進を図る施設として、施設及び機能を維持します。

図表 5.3 公営住宅

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
51	公営住宅	町営柏尾住宅	建物1	2018	H30	4	W造	177
52		町営柏尾住宅	建物2	2018	H30	4	W造	177
53		町営柏尾住宅	建物3	2018	H30	4	W造	177
54		町営柏尾住宅	建物4	2018	H30	4	W造	177
55		町営柏尾住宅	建物5	2018	H30	4	W造	177
56	町営福本住宅	一般住宅1	一般住宅1	1996	H8	26	W造	88
57		一般住宅2	一般住宅2	1996	H8	26	W造	88
58		一般住宅3	一般住宅3	1996	H8	26	W造	88
59		一般住宅4	一般住宅4	1996	H8	26	W造	88
60		一般住宅5	一般住宅5	1996	H8	26	W造	88
61		一般住宅6	一般住宅6	1996	H8	26	W造	88
62		一般住宅7	一般住宅7	1996	H8	26	W造	88
63		一般住宅8	一般住宅8	1996	H8	26	W造	88
64	町営比延住宅	一般住宅1	一般住宅1	2001	H13	21	W造	161
65		一般住宅2	一般住宅2	2001	H13	21	W造	161
66		一般住宅3	一般住宅3	2001	H13	21	W造	161
67		一般住宅4	一般住宅4	2001	H13	21	W造	161
68		一般住宅5	一般住宅5	2001	H13	21	W造	161
69		一般住宅6	一般住宅6	2001	H13	21	W造	151
70		一般住宅7	一般住宅7	2001	H13	21	W造	151
71		一般住宅8	一般住宅8	2001	H13	21	W造	151
72	町営比延住宅	集会施設等	集会施設等	2001	H13	21	W造	80
73	町営新野駅前団地	A棟	A棟	2014	H26	8	W造	287
74		B棟	B棟	2014	H26	8	W造	287
75		C棟	C棟	2014	H26	8	W造	287
76	町営中村団地	A棟	A棟	2015	H27	7	W造	271
77		B棟	B棟	2015	H27	7	W造	271
78		C棟	C棟	2015	H27	7	W造	271
79	町営中村団地	D棟	D棟	2016	H28	6	W造	271
80		E棟	E棟	2016	H28	6	W造	271

(3) 学校教育系施設

- ・ 現在、既存の小中学校は、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ 給食センターは、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、基本的には長寿命化により維持する方針ですが、広域圏を視野にいたした官民連携事業等の可能性も検討します。

図表 5.4 学校教育系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
81	小学校	神崎小学校	体育館	1995	H7	27	RC造	1,461
82		神崎小学校	校舎①-1	2012	H24	10	RC造	1,367
83		神崎小学校	校舎①-2	2012	H24	10	RC造	353
84		神崎小学校	校舎①-3	2012	H24	10	RC造	1,922
85		神崎小学校	校舎①-4	2012	H24	10	RC造	25
86		神崎小学校	校舎①-5	2012	H24	10	RC造	1,419
87		神崎小学校	校舎①-6	2012	H24	10	W造	198
88		神崎小学校	プール管理棟	2012	H24	10	RC造	113
89		神崎小学校	倉庫棟	2012	H24	10	W造	111
90		寺前小学校	校舎	1983	S58	39	RC造	3,257
91		寺前小学校	体育館	1983	S58	39	RC造	979
92		寺前小学校	倉庫棟	1985	S60	37	CB造	24
93		寺前小学校	プール管理棟	1998	H10	24	RC造	168
94		長谷小学校	倉庫棟2	1978	S53	44	CB造	18
95		長谷小学校	校舎	1982	S57	40	RC造	1,782
96		長谷小学校	体育館	1982	S57	40	RC造	565
97		長谷小学校	倉庫棟1	1985	S60	37	CB造	37
98		長谷小学校	便所棟	1987	S62	35	CB造	7
99	中学校	神河中学校	プール管理棟	1993	H5	29	RC造	266
100		神河中学校	倉庫棟	1993	H5	29	RC造	81
101		神河中学校	体育館	2006	H18	16	RC造	1,855
102		神河中学校	校舎	2010	H22	12	RC造	5,797
103		神河中学校	部室棟	2010	H22	12	RC造	91
104	その他教育施設	給食センター	共同調理所	1996	H8	26	S造	786
105		給食センター	車庫棟	1996	H8	26	S造	96

(4) 子育て支援施設

- ・ 幼稚園は、それぞれ併設する小学校と同様の考え方で、長寿命化により施設及び機能を維持します。
- ・ きらきら館は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、生活拠点内での複合化等を検討します。

図表 5.5 子育て支援施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
106	幼稚園	神崎幼稚園	園舎①-1	2012	H24	10	W造	443
107		神崎幼稚園	園舎①-2	2012	H24	10	RC造	69
108		神崎幼稚園	園舎①-3	2012	H24	10	W造	520
109		神崎幼稚園	倉庫棟	2012	H24	10	W造	24
110		寺前幼稚園	寺前幼稚園	1995	H7	27	RC造	482
111	長谷幼稚園	長谷幼稚園	1987	S62	35	RC造	377	
112	幼児・児童施設	きらきら館	児童館	2000	H12	22	S造	760

(5) 住民文化系施設

- ・ 中央公民館は、本町の生涯教育の中心拠点を形成する施設として周辺機能の集約や複合化を進めながら、長寿命化によりその機能を維持します。
- ・ 神崎公民館は、(建物本体)及び機能(利用状況等)の評価に基づき、廃止解体の方針とします。
- ・ その他の公民館や集会所は、施設(建物本体)及び機能(利用状況等)の評価に基づき、機能移転や複合化等を検討します。

図表 5.6 住民文化系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
113	公民館	中央公民館	中央公民館	1994	H6	28	RC造	2,498
114		神崎公民館	本館	1977	S52	45	RC造	1,620
115		神崎公民館	機械室棟	1977	S52	45	RC造	75
116		神崎公民館	ボイラ室棟	1977	S52	45	RC造	39
117		神崎公民館	車庫棟	1985	S60	37	RC造	28
118		貝野公民館	貝野公民館	1995	H7	27	W造	196
119		長谷地域交流施設 (栗区公民館)	長谷地域交流施設(栗区公民館)	1988	S63	34	S造	421
120	集会所	上小田活動促進施設	上小田活動促進施設	2000	H12	22	W造	228
121		大山なかよし会館	大山なかよし会館	1996	H8	26	W造	260
122		中村ドリームホール	中村ドリームホール	1999	H11	23	S造	688
123		柏尾ふれあい館	柏尾ふれあい館	1999	H11	23	W造	274
124		比延ふれあい集会所	比延ふれあい集会所	2001	H13	21	W造	79
125		農村婦人の家	農村婦人の家	1977	S52	45	RC造	338
126		山田区新生館	山田区新生館	2000	H12	22	W造	459
127		寺前地域交流館	寺前地域交流館	2012	H24	10	W造	486
128		上岩憩いの館	上岩憩いの館	2001	H13	21	W造	74
129		福本揚羽ホール	福本揚羽ホール	2002	H14	20	S造	858
130		野村集会所	野村集会所	2006	H18	16	W造	326

(6) 社会教育系施設

- ・ 地域交流センターは、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、妥当な時期に他の施設への機能移転や複合化等を検討します。
- ・ 陶芸教室は、（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、廃止解体の方針とします。
- ・ かみかわ白林陶芸館は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、機能移転や複合化等を検討します。

図表 5.7 社会教育系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
131	社会教育系施設	地域交流センター	体育館	1970	S45	52	S造	270
132		地域交流センター	本館	1976	S51	46	RC造	1,115
133		地域交流センター	倉庫棟1	1976	S51	46	RC造	18
134		地域交流センター	倉庫棟2	1976	S51	46	RC造	9
135		地域交流センター	プール管理棟	1990	H2	32	CB造	54
136		地域交流センター	体験交流館	2006	H18	16	W造	67
137		陶芸教室	陶芸教室	1999	H11	23	S造	68
138		かみかわ白林陶芸館	かみかわ白林陶芸館	1982	S57	40	S造	200

(7) スポーツ・レクリエーション系施設

ア スポーツ系施設

- ・ スポーツ系施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、周辺施設への機能移転、民間活用等あらゆる可能性を検討しつつ、再編の方向性と方針を定めます。
- ・ なお、町民体育館と越知谷アクティブセンターは、維持管理期間について、制約を図っていく方向性を検討しています。

図表 5.8 スポーツ系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
139	スポーツ系施設	町民体育館	町民体育館	1990	H2	32	RC造	1,740
140		神崎体育センター	神崎体育センター	1978	S53	44	RC造	1,539
141		柔剣道場	柔剣道場	1978	S53	44	RC造	270
142		越知谷アクティブセンター	体育館	1994	H6	28	RC造	845
143		はにおか運動公園	管理棟	2002	H14	20	W造	120
144		はにおか運動公園	倉庫棟	2002	H14	20	CB造	13
145		町民グラウンド	倉庫棟	1974	S49	48	CB造	14
146		町民グラウンド	便所棟	1988	S63	34	CB造	11
147	町民温水プール	町民温水プール	1992	H4	30	RC造	1,395	
148	越知谷町民プール	管理室	1996	H8	26	CB造	66	

イ レクリエーション系施設

- ・ レクリエーション系施設は、観光施設保全活用整備計画を基本に方向性を改めて示していきます。
- ・ 特に「神崎 B&G 体育館」については、積極的な維持管理は行わない方向であり、維持管理期間について、制約を図っていく方向性を検討しています。

図表 5.9 レクリエーション系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
149	レクリエーション系施設	ホテル・リソクア	宿泊棟	2002	H14	20	RC造	2,918
150		ホテル・リソクア	従業員宿舎棟	2006	H18	16	W造	225
151		ホテル・リソクア	屋外トイレ棟	2010	H22	12	RC造	112
152		ホテル・モントロザ	ホテル・モントロザ	1998	H10	24	S造	1,442
153		水車公園	体験実習館棟	1995	H7	27	S造	412
154		水車公園	水車小屋棟	1995	H7	27	W造	40
155		水車公園	便所棟	1995	H7	27	RC造	56
156		グリーンJ-笠形	J-ツ 大2棟	1982	S57	40	W造	96
157		グリーンJ-笠形	J-ツ 小8棟	1982	S57	40	W造	254
158		グリーンJ-笠形	初初平便所棟1	1982	S57	40	W造	23
159		グリーンJ-笠形	初初平炊事棟1	1982	S57	40	W造	14
160		グリーンJ-笠形	広場東屋棟	1983	S58	39	W造	16
161		グリーンJ-笠形	水車小屋棟	1984	S59	38	W造	100
162		グリーンJ-笠形	初初平休憩棟	1984	S59	38	W造	157
163		グリーンJ-笠形	体育館棟（神崎B&G）	1985	S60	37	RC造	1,102
164		グリーンJ-笠形	プール管理棟	1985	S60	37	S造	125
165		グリーンJ-笠形	広場便所棟	1985	S60	37	W造	33
166		グリーンJ-笠形	初初平東屋棟	1985	S60	37	W造	16
167		グリーンJ-笠形	杉の湯荘棟	1986	S61	36	RC造	813
168		グリーンJ-笠形	自転車保管庫棟	1986	S61	36	RC造	90
169		グリーンJ-笠形	初初平管理棟	1986	S61	36	RC造	153
170	グリーンJ-笠形	初初平炊事棟2	1986	S61	36	RC造	27	
171	グリーンJ-笠形	初初平J-ツ 6棟	1986	S61	36	W造	270	
172	グリーンJ-笠形	便所棟	1986	S61	36	W造	25	
173	グリーンJ-笠形	炊事棟	1986	S61	36	W造	27	
174	グリーンJ-笠形	作業棟	1986	S61	36	W造	41	
175	グリーンJ-笠形	広場炊事棟	1987	S62	35	W造	36	
176	グリーンJ-笠形	登山道休憩棟	1992	H4	30	W造	48	
177	グリーンJ-笠形	トイレ棟	1993	H5	29	W造	1,380	
178	グリーンJ-笠形	トイレ機械室棟	1993	H5	29	RC造	18	
179	グリーンJ-笠形	トイレ便所棟	1993	H5	29	RC造	14	
180	グリーンJ-笠形	野球場便所棟	1995	H7	27	CB造	21	
181	グリーンJ-笠形	公衆便所棟	1995	H7	27	CB造	21	
182	グリーンJ-笠形	総合案内施設棟	2007	H19	15	S造	345	
183	グリーンJ-笠形	食堂宿泊棟	2007	H19	15	S造	571	
184	グリーンJ-笠形	階段棟	2007	H19	15	S造	109	
185	グリーンJ-笠形	バリアフリー5棟	2007	H19	15	W造	259	
186	新田ふるさと村	野外活動センター棟	1983	S58	39	S造	139	
187	新田ふるさと村	炊事棟	1991	H3	31	W造	30	
188	新田ふるさと村	便所棟	1991	H3	31	W造	26	
189	新田ふるさと村	宿泊キャビン10棟	1991	H3	31	W造	138	
190	新田ふるさと村	管理棟	1992	H4	30	W造	214	
191	新田ふるさと村	温水シャワー棟	1994	H6	28	W造	99	
192	新田ふるさと村	07 J-ツ 5棟	1998	H10	24	W造	393	
193	新田ふるさと村	加工開発施設棟	2000	H12	22	S造	57	
194	新田ふるさと村	そば処棟	2002	H14	20	W造	286	
195	新田ふるさと村	バーベキュー棟	2002	H14	20	W造	218	
196	新田ふるさと村	倉庫棟	2002	H14	20	CB造	11	
197	「ヨデルの森」	加工施設棟	2000	H12	22	S造	728	
198	「ヨデルの森」	体験施設棟	2000	H12	22	S造	637	
199	「ヨデルの森」	試食施設棟	2000	H12	22	S造	434	
200	「ヨデルの森」	直売施設棟	2000	H12	22	W造	172	
201	「ヨデルの森」	受電施設棟	2000	H12	22	S(軽)造	12	
202	「ヨデルの森」	バーベキュー棟	2000	H12	22	W造	50	
203	「ヨデルの森」	入口ゲート売店棟	2000	H12	22	S造	140	
204	「ヨデルの森」	便所棟	2001	H13	21	W造	36	
205	「ヨデルの森」	倉庫棟	2001	H13	21	W造	49	
206	「ヨデルの森」	入口ゲート事務所棟	2001	H13	21	S造	164	
207	「ヨデルの森」	休憩所棟1	2001	H13	21	S造	5	
208	「ヨデルの森」	休憩所棟2	2001	H13	21	S造	5	
209	「ヨデルの森」	休憩所棟3	2001	H13	21	S造	10	
210	フードセンター	フードセンター	1998	H10	24	S造	1,053	
211	木工芸センター	びのきお館	1997	H9	25	W造	378	
212	桜華園	総合案内所棟	1995	H7	27	W造	132	
213	桜華園	便所棟	1997	H9	25	W造	74	
214	観光交流センター	観光交流センター	2009	H21	13	S造	356	
215	峰山高原スキー場	センターハウス新築工事	2017	H29	5	S造	900	
216	道の駅「銀の馬車道・神河」	便所・休憩室	2017	H29	5	W造	24	
217	道の駅「銀の馬車道・神河」	アンテナショップ	2017	H29	5	W造	192	
218	道の駅「銀の馬車道・神河」	大黒茶屋	2017	H29	5	W造	64	

(8) 医療施設

- ・ 大畑診療所は、施設及び機能を維持します。
- ・ 歯科医院（賃貸用）は、民営マンションに入居していることから、機能（利用状況等）の評価に基づき、今後の方向性と方針を定めます。

図表 5.10 医療施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
219	医療施設	大畑診療所	大畑診療所	1980	S55	42	RC造	99
220		歯科医院(賃貸用)	歯科医院(賃貸用)	1998	H10	24	RC造	110

(9) 保健・福祉施設

- ・ 大河内保健福祉センターは、長寿命化により施設及び機能を維持します。

図表 5.11 保健・福祉施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
221	保健・福祉施設	大河内保健福祉センター	1F保健センター、2F福祉センター	1999	H11	23	RC造	986

(10) 産業系施設

- ・ 農村環境改善センターは、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、再編の方向性と方針を定めます。
- ・ 農産物販売施設と神河町貸工場は産業振興に資する施設として維持します。

図表 5.12 産業系施設

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
222	産業系施設	農村環境改善センター	農村環境改善センター	1985	S60	37	RC造	1,059
223		南小田農村環境改善センター	南小田農村環境改善センター	1993	H5	29	W造	394
224		農産物販売施設	農産物販売施設	2000	H12	22	W造	65
225		神河町貸工場	神河町貸工場	2020	R2	2	S造	2,631

(11) 公園

- ・ 川の駅「越知」は、当面は、施設及び機能を維持します。

図表 5.13 公園

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
226	公園	川の駅「越知」	休憩棟	2002	H14	20	W造	76

(12) その他

- ・ 廃校となった小学校や廃園となった幼稚園は、耐用年数を勘案しながら校舎や跡地の有効活用を進めます。
- ・ その他の施設は、施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき、民間譲渡も含めた様々な選択枝を勘案しつつ、再編の方向性を定めます。

図表 5.14 その他

連番	中分類	施設名	棟名	西暦年度	建築年度	築年数	構造	延床面積 ㎡
227	その他	越知谷小学校	倉庫棟	2000	H12	22	S造	92
228		越知谷小学校	校舎	2003	H15	19	W造	2,075
229		越知谷小学校	コンピュータ室棟	2003	H15	19	S造	50
230		越知谷幼稚園	越知谷幼稚園	2015	H27	7	RC造	150
231		駅前コミュニティホール	駅前コミュニティホール	2009	H21	13	S造	62
232		岩屋もも園作業棟	岩屋もも園作業棟	2001	H13	21	W造	74
233		新田不動産の滞便所	新田不動産の滞便所	2002	H14	20	W造	18
234		峰山高原散策道トイレ	峰山高原散策道トイレ	2000	H12	22	W造	14
235		JR新野駅	公衆便所棟	1999	H11	23	RC造	19
236		南小田小学校	プール管理棟	1981	S56	41	S造	40
237		南小田小学校	校舎	1986	S61	36	RC造	1,146
238		南小田小学校	体育館	1986	S61	36	RC造	555
239		南小田小学校	倉庫棟	1990	H2	32	CB造	28
240		上小田小学校	校舎	1993	H5	29	RC造	1,231
241		上小田小学校	体育館	1993	H5	29	RC造	628
242		川上小学校	校舎	1990	H2	32	RC造	1,156
243		川上小学校	体育館	1990	H2	32	RC造	512
244		川上小学校	倉庫棟	1990	H2	32	W造	28
245		川上小学校	プール管理棟	1990	H2	32	S造	78
246		南小田幼稚園	南小田幼稚園	1986	S61	36	RC造	187
247		川上幼稚園	川上幼稚園	1990	H2	32	RC造	198
248		上小田幼稚園	上小田幼稚園	1993	H5	29	RC造	135
249		中学校バス待合所	中学校バス待合所	1996	H8	26	RC造	25
250		宮野女性若者等活動促進施設	宮野女性若者等活動促進施設	2007	H19	15	W造	220
251		作畑秀峰館	作畑秀峰館	2001	H13	21	W造	247
252		鍛冶活動促進施設	鍛冶活動促進施設	2002	H14	20	W造	299
253		大山小学校跡地広場	大山小学校跡地広場	2021	R3	1	W造	33

## 2 インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25（2013）年11月29日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

### （1）道路

町道の舗装、道路構造物（のり面、擁壁等）、道路付属物（防護柵、標識、照明等）について、日常的な巡視やパトロール、定期点検による現状把握を行い、利用者の安全確保に努めます。また、今後整備が必要となる路線については、財政状況や費用対効果等を踏まえ、十分に検討した上で整備します。

### （2）橋梁

本町が管理する橋長2m以上の橋梁は262橋あり、令和4（2022）年9月に「神河町橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）」を策定しました。

この橋梁長寿命化修繕計画では、今後増大する老朽化橋梁（年齢50歳を超えるもの）に対応するため、従来の事後的な補修及び架替えから計画的な補修及び架替えへと政策転換を図り、安全で安心できる道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の延命を図ることで必要予算の平準化や維持管理コストの縮減を図ることを目的としています。

また、これらの橋梁は、5年に一度の近接目視による点検が義務付けられており、その点検結果に基づき、長寿命化修繕計画も随時見直し、利用者の皆さまに長く安心して橋梁を使って頂けるよう努めていきます。

### （3）上水道

上水道については、総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。）で要請する中長期的な経営の基本計画「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組みます。

さらに、上水道施設については、令和4（2022）年3月に策定した「神河町水道事業アセットマネジメント報告書」に基づき、施設の維持管理を行います。

### （4）下水道

下水道についても上水道と同様に中長期的な経営の基本計画「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組みます。

さらに、平成28（2016）年3月に策定した「効率的な下水道事業実施のための計画策定（統廃合計画）」に基づき、施設の維持管理を行います。

## 第6章 本計画の展開に向けて

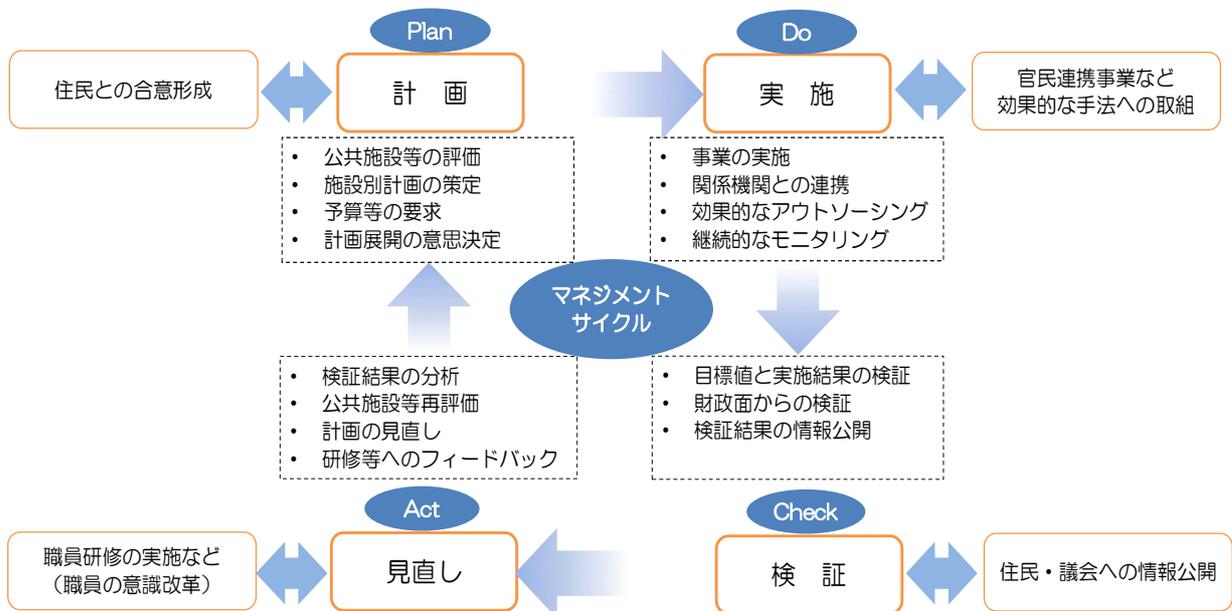
### 1 公共施設等のマネジメント

#### (1) マネジメントサイクルの形成について

本計画においては、町が保有する資産規模、調達財源を示す負債規模といったマクロ的な現況を理解するとともに、公共施設等の評価を通じて個々の施設の性質・現状、必要性・有効性、維持管理コスト及び老朽化の状況等を把握し、将来世代における課題も勘案したうえで、住民とともに公共施設等のマネジメントを実践していく必要があります。

このような観点から、本計画の展開においては、次のようなマネジメントサイクルを形成して機能させます（図表 6.1 参照）。

図表 6.1 マネジメントサイクル



## (2) 本計画の検証について

### ア 評価指標について

本計画では、実施計画を通じて次のような評価指標を検討し定めるとともに、これらの指標を通じて計画の展開をモニタリングし、その実施状況や有効性を検証し公開します（図表 6.2 参照）。

図表 6.2 評価指標例

視点	評価指標 (KPI)	第1期(6年後)の目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 総延床面積の縮減</li> <li>✓ 維持管理・運営費のコスト縮減</li> <li>✓ 長寿命化・予防保全等の効果</li> <li>✓ 土地売却・貸付、収入効果</li> <li>✓ PPP/PFI等のVFM</li> <li>✓ 代替サービスの開発</li> </ul>	✓ 詳細は実施計画において定める
個々の施設の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者数、利用者満足度など</li> </ul>	✓ 詳細は実施計画において定める

### イ 財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能となります。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討するものです。このような点にも配慮して計画を進めます（図表 6.3 参照）。

図表 6.3 本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実質赤字比率</li> <li>✓ 連結実質赤字比率</li> <li>✓ 実質公債費比率</li> <li>✓ 公営企業資金不足比率</li> <li>✓ 将来負担比率</li> </ul>
	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円）
：世代間公平性（ストック）	社会資本形成の世代間負担比率 (有利子負債÷公共資産)：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	資産老朽化比率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

## 2 公共施設等再編のロードマップ

本計画に引き続き、施設カルテの整備・運用を始めとする優先課題に着手するとともに、第2期計画を策定し、その優先順位に従って継続的な事業を進めます（図表 6.4 参照）。

図表 6.4 公共施設等再編のロードマップ

本計画策定	公共施設等総合管理計画 (平成28(2016)年度～令和27(2045)年度)	
	第1期計画；6年間 (前期3年／後期3年)	第2期～第5期計画
優先課題	① 施設カルテの整備・運用を開始する。 ② 公共施設等（主に公共建築物）の評価を実施するとともに各施設別の再編に関する基本的な方向性を定める。 ③ 事業の優先順位付けと、優先度の高い事業に関する実施計画（第1期計画）を策定し、施設再編等の事業に取り組む。 ④ 以上を踏まえてマネジメントサイクルを軌道に乗せる。	
継続課題	① 維持・運営の実施方針（施設の点検等）への取組準備を開始する。 ② 公共建築物の再編実施手法について先行事例調査や有効性の判断等を行う。 ③ 専任組織検討、公共施設等の一元管理、地方公会計との連携などマネジメントの仕組みの高度化を進める。 ④ 県及び近隣市町との連携・役割分担について継続的に検討する。 ⑤ 住民を巻き込んだまちづくりの対話を継続的に進める。	
アクシヨンプラン	① 公共建築物：施設（建物本体）及び機能（利用状況等）の評価に基づき定めた再編の方向性に基づき、長寿命化、複合化、民間活用、廃止・解体などに取り組み、総量の縮減と住民サービスの維持を両立させる。 ② 橋梁：長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修及び架替への政策転換を図り、橋梁の長寿命化を図ることで必要予算の平準化や維持管理コスト縮減を実現する。 ③ 上水道：上水道、簡易水道及び特設水道の統合整備及び水道事業基盤の強化、水道施設の強靱化を推進する。 ④ 下水道：効率的な事業実施のための施設統合計画の策定及び処理場設備機器の長寿命化事業を実施する。	

## 第7章 資料編

### 1 更新費用算定の根拠

本町の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年（平成23年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表7.1、7.2参照）。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表7.1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。</li> </ul>		
数量について	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の過去の年度ごとの延べ床面積を用いる。</li> <li>1950年（昭和25年）以前の施設については、合計した延べ床面積を用いる。</li> </ul>		
更新（建替え）	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。</li> <li>建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目～61年目）。</li> <li>積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。</li> </ul>		
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。</li> <li>修繕期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている（29年目～30年目）。</li> <li>積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。</li> </ul>		
	対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
	住民文化系、社会教育系、産業系 行政系、医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系 保健・福祉系、供給処理施設、その他	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系、子育て支援施設、公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表 7.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7 千円/㎡
橋 梁	PC 橋	60 年	425 千円/㎡
	RC 橋		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡
	石橋		425 千円/㎡
	木橋その他		425 千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	送水管 300mm 未満		100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000 満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	// 200mm 以下		100 千円/m
	// 250mm 以下		103 千円/m
	// 300mm 以下		106 千円/m
	// 350mm 以下		111 千円/m
	// 400mm 以下		116 千円/m
	// 450mm 以下		121 千円/m
	// 500mm 以下		128 千円/m
	// 550mm 以下		128 千円/m
	// 600mm 以下		142 千円/m
	// 700mm 以下		158 千円/m
	// 800mm 以下		178 千円/m
	// 900mm 以下		199 千円/m
	// 1000mm 以下		224 千円/m
	// 1100mm 以下		250 千円/m
	// 1200mm 以下		279 千円/m
	// 1350mm 以下		628 千円/m
	// 1500mm 以下		678 千円/m
// 1650mm 以下	738 千円/m		
// 1800mm 以下	810 千円/m		
// 2000mm 以上	923 千円/m		
下水道	管径 250mm 以下	50 年	61 千円/m
	管径 251~500mm 以下		116 千円/m
	管径 501mm~1000mm 以下		295 千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749 千円/m
	管径 2001mm~3000mm 以下		1,680 千円/m
	管径 3001mm 以上		2,347 千円/m

## 2 官民連携の解説

### (1) 官民連携手法について

官民連携手法には、PPP（Public Private Partnership）、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度等といった様々な手法があり、また、それらの手法には民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの方式に分かれます（図表 7.3 参照）。

図表 7.3 官民連携手法

官民連携手法	事業方式等
PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれる。 以下に示す PFI、指定管理者制度、包括的業務委託も PPP の手法の一つに位置づけられる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。 ① BTO（Build Transfer Operate）方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT（Build Operate Transfer）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO（Build Own Operate）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度である。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託する制度である。

※PPP は、本来官民連携を総称する言葉ですが、ここでは便宜上官民連携手法の一つとして用いています。

### (2) 官民連携手法の選定について

官民連携事業を導入するメリットは、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。

そのため、行政が実施する事業に適した手法の選択を基本計画策定段階から模索することは、上記に挙げた官民連携のメリットを最大限に発揮するために極めて重要です。事業の基本的条件を基に、リスク分担・資金調達・LCC（ライフサイクルコスト）・民間事業者の参画意欲等の様々な条件をフィルターにして比較しながら、事業に適した事業方式の検討を行う必要があります（図表 7.4 参照）。

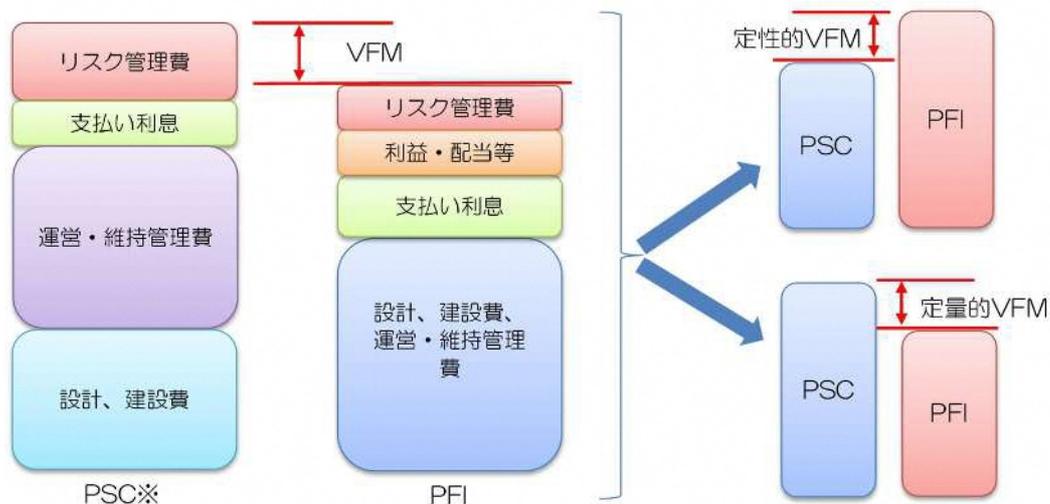
図表 7.4 官民連携手法検討フィルター



官民連携手法の検討において、もう一つ重要な点としては VFM (Value For Money) の考え方です。VFM とは、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く（定量的評価）、または、同一価格でより上質のサービスを提供する（定性的評価）考え方です。

ここで、定量的な評価のみを重視してしまった場合、本来の官民連携事業で期待する効果である民間の技術力や経営力等のノウハウや資金力といった、民間の活力を十分に活かした民間の創意工夫による良質な行政サービス創出の視点が軽視されてしまうことが懸念されます。そこで、民間の創意工夫を最大限に発揮するために定性的な視点を加えて VFM を評価することにより民間の創意工夫を評価できるため、官民連携事業の本来の目的である民間活力の導入による良質な行政サービスの創出が期待できます（図表 7.5 参照）。

図表 7.5 VFM の考え方



※P S C (Public Sector Comparator) : 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。提案されたP F I 事業が従来型の公共事業に比べ、V F M が得られるかの評価を行う際に使用される。

### 3 用語集

#### 【い】

##### ■依存財源

国や県（市町村の場合）により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、市町村については都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

##### ■一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

##### ■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいう。

##### ■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋梁、上水道及び下水道のこと。

#### 【き】

##### ■起債

国債、地方債、社債等の債券を発行（募集）すること。

##### ■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費に含まれるが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

#### 【け】

##### ■建築基準法新耐震基準

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。

## 【し】

## ■自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その用途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

## ■事後保全

建築物等の部分あるいは部品に不具合、故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法。

## ■社会保障費

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

## 【た】

## ■耐用年数

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

## 【ち】

## ■地方交付税

全国の住民が、都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいため、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

## ■地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

## 【と】

## ■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものとして支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

## 【い】

## ■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

## ■普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。

## 【ゆ】

## ■ユニバーサルデザイン

国籍、老若男女、障害・能力の如何を問わずに誰にとっても利用しやすくデザインすること。

## 【よ】

## ■予防保全

定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し長く使う保全の方法。

## 【ら】

## ■ライフサイクルコスト

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

## 【F】

## ■FM（Facility Management：ファシリティマネジメント）

アメリカで生まれた経営管理方式で、本来は企業や団体が、その財産（土地、建物、設備、工作物等とそれらに関わる様々な環境）を最適な状態（最小のコストで最大の効用を得る状態）で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法のこと。